

第2次清川村男女共同参画基本計画

令和8年度～令和12年度

男女が支え合い、
多様な生き方を認め合うきよかわの実現



令和8(2026)年3月
清川村

はじめに

男女が互いに尊厳を重んじ、性別にかかわらず自らの意志によって、あらゆる分野で個性と能力を発揮できる社会の実現に向け、国では平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。また、男女共同参画社会の実現は、平成27年の国連サミットで提唱されたSDGs（持続可能な開発目標）の1つでもあり、本村においても、こうした理念に基づきながら、各種取組を推進してまいりました。

本村では、約5年前に、令和3年度から令和7年度を計画期間とする「第1次清川村男女共同参画基本計画」を策定いたしました。この5年の間にも、私たちは様々な社会変容を経験してきました。デジタル化の進展や働き方の多様化、さらにはひとりひとりの幸福感（ウェルビーイング）への意識の高まり等がみられる一方で、依然として固定的な性別役割分担意識の解消や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現等、取り組むべき課題は残されています。

このような状況を踏まえ、本村では第4次清川村総合計画との整合を図りつつ、これまでの取組を一步進め、時代の変化に即した施策を展開するため、新たに令和8年度から令和12年度を計画期間とする「第2次清川村男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

本計画では、第1次計画の基本理念を継承し、引き続き「男女が支え合い、多様な生き方を認め合うきよかわの実現」を目指します。性別、年齢、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての村民が地域社会・家庭・職場のあらゆる場面に主体的に参画し、支え合う共生社会への取組が、村の活力へとつながるものと考えております。

本計画の推進、並びに本村の男女共同参画社会の実現のためには、村民の皆様、事業者の皆様、そして行政が手を取り合い、一丸となって取り組むことが不可欠です。本村の豊かな自然と同様に、多様な個性が豊かに共鳴し合う村づくりに向けて、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご回答いただきました村民の皆様、並びに貴重なご意見を賜りました清川村社会教育委員の皆様、心より深く感謝申し上げます。

令和8年3月

清川村長 **岩澤吉美**



目次

第1章 計画の基本的考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 男女共同参画をめぐる現状	2
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の期間	5
第2章 現状と課題	6
1. 統計からみる清川村の現状	6
2. アンケート調査から見る清川村の現状	11
第3章 計画の内容	24
1. 計画の基本理念	24
2. 計画の体系	25
3. 基本目標・重点指標について	26
第4章 具体的取組	29
基本目標1 あらゆる場面で女性参画を拡大します	29
基本目標2 安心して暮らすための支援を充実します	41
基本目標3 男女共同参画の実現に向けた意識啓発や基盤整備を行います	50
第5章 資料編	53
1. SDGsと本計画の関係について	53
2. 計画の推進体制	54
3. 計画の策定経過	55
4. 清川村社会教育委員条例	56
5. 社会教育委員会会議運営規則	57
6. 社会教育委員名簿	58

第1章

計画の基本的考え方



1. 計画策定の趣旨

我が国においては、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成を図るため、平成11（1999）年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。しかし令和7（2025）年に公表された我が国のジェンダー・ギャップ指数（GGI）は148か国中118位と、現状では、政治や行政、企業等における政策・方針決定の場への女性の参画は男性と比べて未だ少なく、地域における活動等についても、性別間での役割・負担の固定化がみられています。

また、女性版骨太の方針2025では、「いつでも・どこにいても、誰もが自分らしく生きがいを持っていきられる社会の実現と、多様な地域で、多様な幸せを実現させ、活力ある日本を目指す。」とされています。一方で、近年では、ライフスタイルやジェンダーに対する認識の多様化等、男女共同参画に係る価値観にも変化が生じており、「多様な幸せ」の実現に向けた課題への対応が必要となってきます。

清川村（以下「本村」という。）では、「水と緑あふれる心のふるさと」を将来像とし、村民のみなさまと行政の協働の取組による、魅力のあふれるよりよい村づくりを推進しています。

この将来像の達成に向けた、本村における男女共同参画分野の個別計画として、また、人口減少社会を迎えるにあたって、個人が性別にとらわれることなく活躍できる男女共同参画社会の実現を目的として、「清川村男女共同参画基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法（平成11年）において、「男女共同参画社会」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義されています。

本計画においても、この考えを採用しながら、本村における地域の現状を踏まえ、性別にとらわれることなく、個人・家庭・地域・職場や村政といったあらゆる場面において、活躍できる社会を目指すこととします。

2. 男女共同参画をめぐる現状

(1) 国際社会の動向

昭和 50（1975）年に、国際婦人年世界会議がメキシコで開催され、今後 10 年間の行動指針を示す「世界行動計画」が採択されました。その後、昭和 54（1979）年の国連総会において、あらゆる分野における女性差別の撤廃を目指す「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択されました。

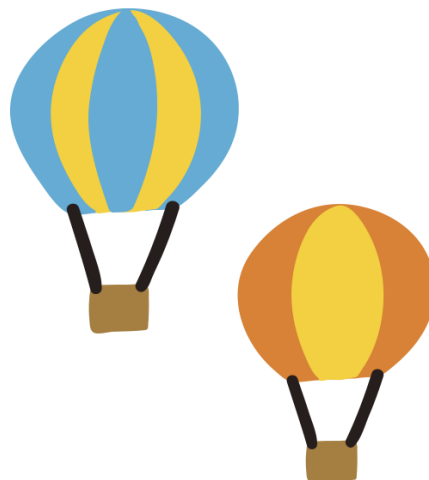
平成 7（1995）年に、中国の北京で開催された第 4 回世界女性会議では、女性の権利の実現とあらゆる政策や計画に社会的性差（ジェンダー）の視点を反映させるべく、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

この第 4 回世界女性会議から 10 年目にあたる平成 17（2005）年には、アメリカのニューヨークにおいて「第 49 回国連婦人の地位委員会（「北京+10」閣僚級会合）」が開催され、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認されました。

また、20 年目にあたる平成 27（2015）年に開催された「第 59 回国連婦人の地位委員会（「北京+20」記念会合）」では、「第 4 回世界女性会議 20 周年における政治宣言」等が採択されました。

さらに、25 年目にあたる令和 2（2020）年に開催された「ジェンダー平等を目指す全ての世代フォーラム（「北京+25」記念会合）」では、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進していくことを目的とした 6 つのテーマごとに「行動連合」が創設され、各国政府と市民社会が連携しながら各テーマごとの課題解決を目指していくことが採択されました。

他にも、平成 27（2015）年に国連で決定された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）において、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられており、これに沿って各国で取組が加速されています。



(2) 国の動向

国際社会における動向を踏まえ、日本国内においても、女性差別の解消と男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められてきました。昭和 60（1985）年に「女子差別撤廃条約」を批准し、平成 11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画会議の設置をはじめとする国内本部機構の充実・強化、「男女共同参画基本計画」の策定等が進められてきました。令和元（2019）年に改正された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）では、「事業主行動計画」の策定・公表等を義務づける対象が、101人以上300人以下の中堅・中小企業まで拡大されました。

また、令和 4（2022）年に制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）では、複雑化・多様化する様々な課題を抱えた女性が自立した生活を営むことができるよう、新たな支援の枠組みを構築することが示されました。

さらに、令和 5（2023）年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）では、保護命令の対象の拡大や、違反時の罰則強化等により、保護命令制度による被害者の保護等が拡充されました。

他にも、令和 7（2025）年度には、平成 11（1999）年に策定された「男女共同参画基本計画」の 6 期目となる、「第 6 次男女共同参画基本計画」が策定されました。この策定にあたっての考え方では、目指すべき社会として

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

が示されています。

(3) 神奈川県動向

神奈川県においては、昭和 57（1982）年を「かながわ婦人元年」として、「かながわ女性プラン」が策定された後、平成 14（2002）年に施行された「神奈川県男女共同参画推進条例」や、平成 15（2003）年に策定された「かながわ男女共同参画推進プラン」等に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められてきました。

令和 5（2023）年には、「かながわ男女共同参画推進プラン（第 5 次）」が策定され、「あらゆる分野における男女共同参画」「職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現」「男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心な暮らし」「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備」「推進体制の整備・強化」、以上の 5 つの重点目標に基づき、県内における男女共同参画の取組が総合的・計画的に推進されています。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」にあたるものです。

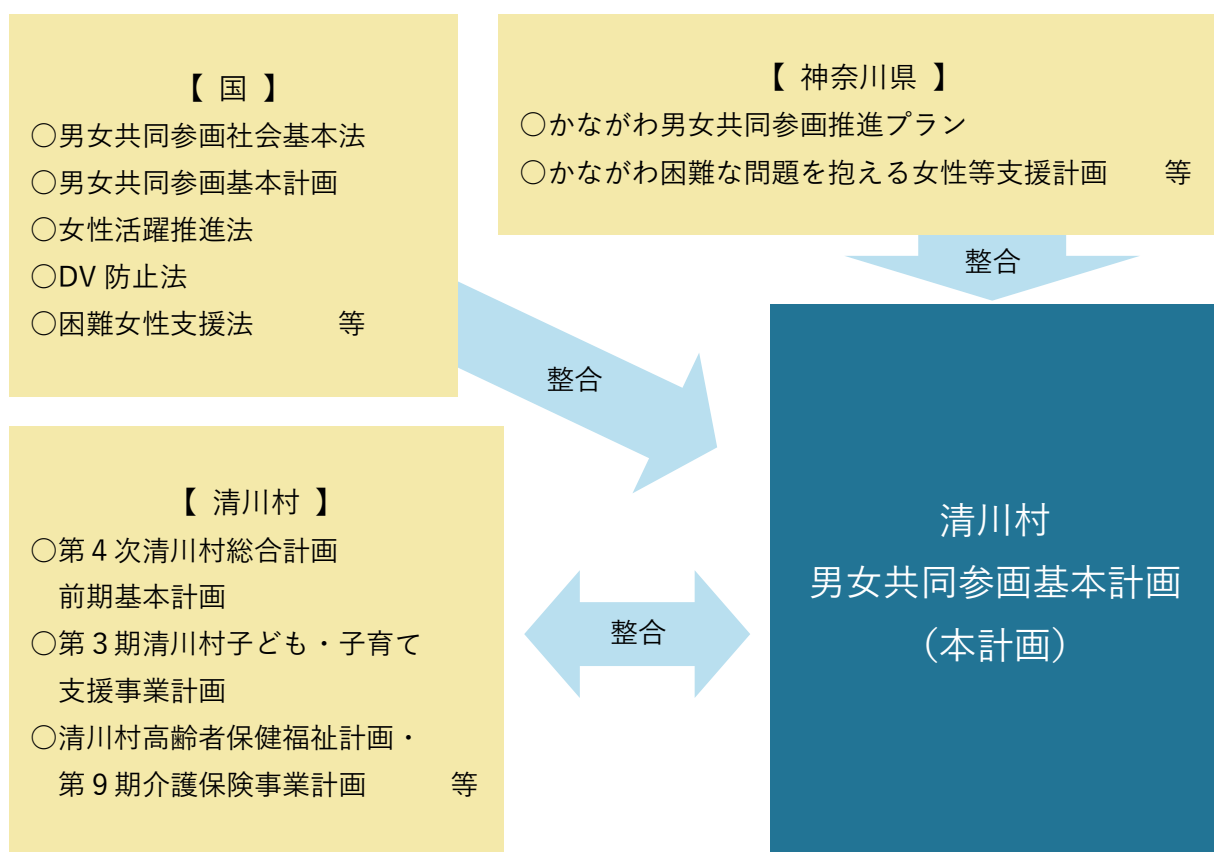
策定にあたっては、国の「第6次男女共同参画基本計画」や、神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)」における考え方を踏まえることで、国や県の方針との整合を図ります。

また、本計画は本村の最上位計画である「第4次清川村総合計画 前期基本計画」に基づいた「人権・男女共同参画」に関連する分野の個別計画として位置づけています。

さらに、計画の実行にあたっては、他の個別計画とも整合を図ります。

加えて、本計画は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「清川村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(以下「女性活躍推進計画」という。)、DV防止法第2条の第3に基づく基本計画(以下「DV防止計画」という。)、困難女性支援法第8条第3項に基づく基本計画(以下「困難女性支援計画」という。)を包含する男女共同参画の一体的な計画とします。

計画の位置づけイメージ



4. 計画の期間

本計画の期間は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、見直しを行います。

令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度	令和 12 (2030) 年度	令和 13 (2031) 年度	～
本計画					計画の 見直し	次期計画



第2章

現状と課題

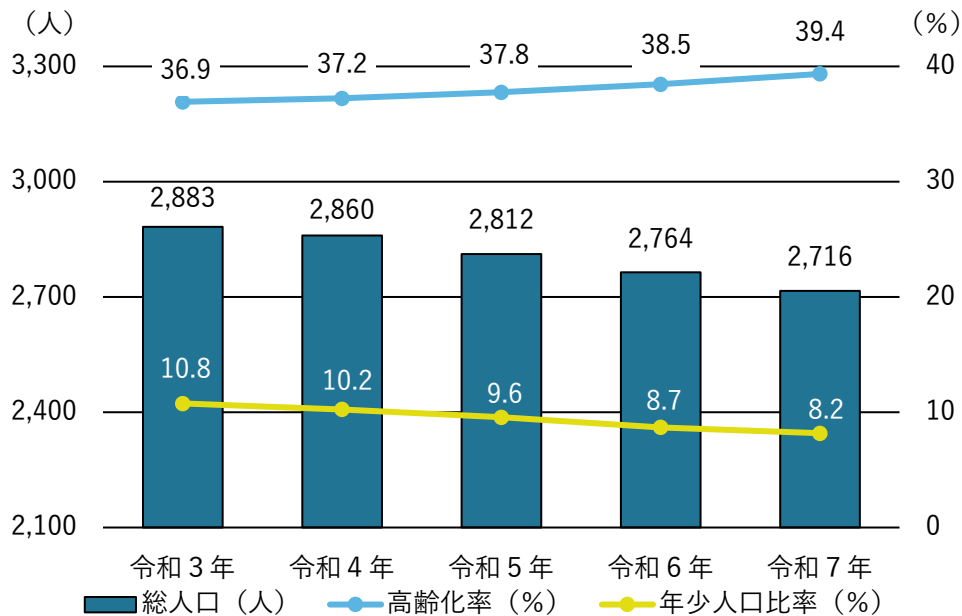


1. 統計からみる清川村の現状

(1) 人口の推移

総人口及び高齢化率・年少人口率の推移

本村の総人口は、令和3年から令和7年にかけて減少傾向となっており、令和7年では2,716人となっています。また、年少人口比率が低下傾向にある一方、高齢化率は上昇傾向となっており、少子高齢化の進行がみられます。

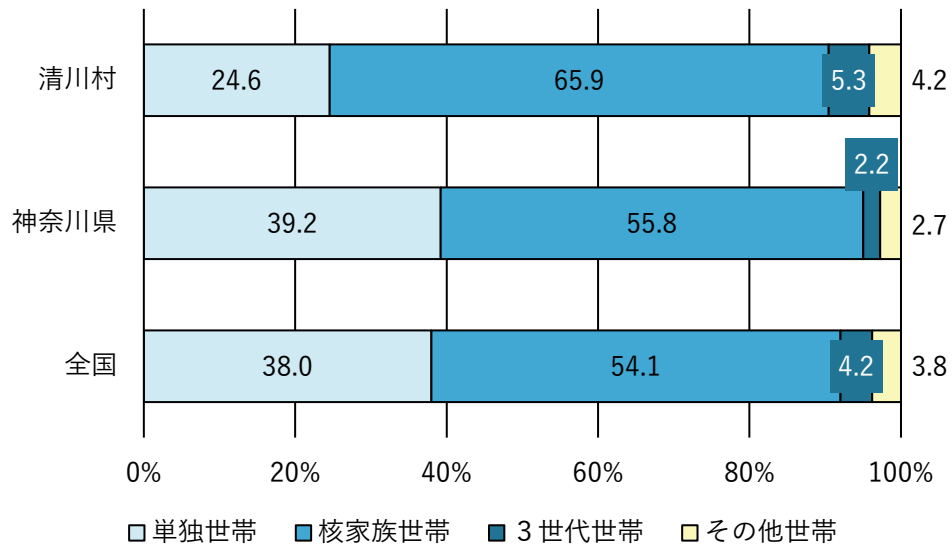


資料：住民基本台帳（各年1月1日時点）

(2) 世帯の状況

世帯の家族類型の比較

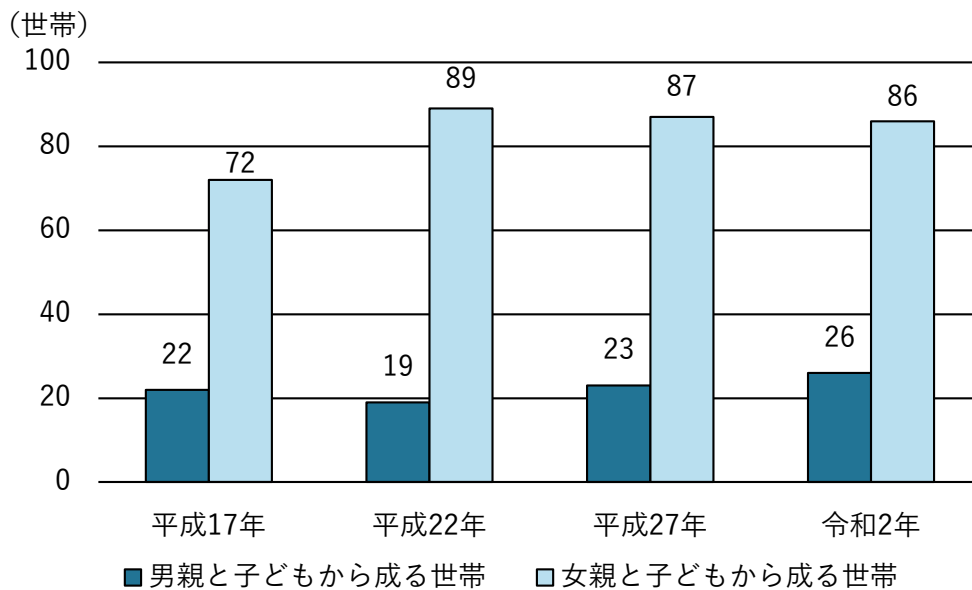
本村の単独世帯は24.6%と、神奈川県及び全国と比べて少なくなっています。また、核家族世帯は65.9%と、神奈川県及び全国と比べて多くなっています。



資料：国勢調査（令和2年）

ひとり親世帯数の推移

女親と子ども^{※1}から成る世帯が、男親と子どもから成る世帯に比べて多くなっています。また、いずれの世帯数も、平成17年から令和2年にかけて、概ね横ばいとなっています。



※1：ここでの「子ども」は、20歳未満の世帯の構成員を指す。

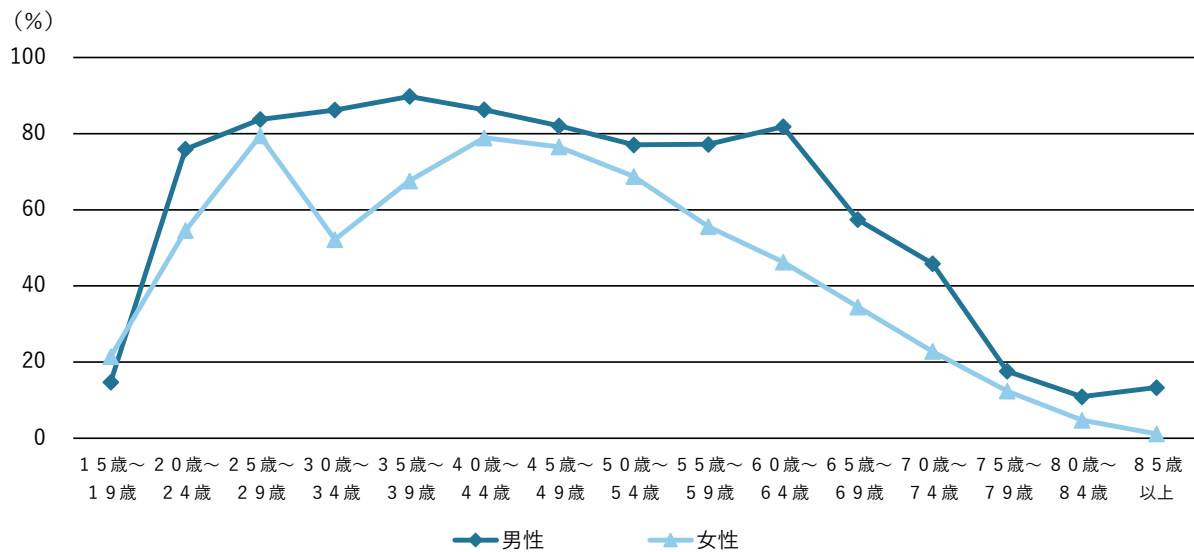
資料：国勢調査（令和2年）

(3) 労働の状況

男女別労働力率の状況

女性の30歳代の労働力率が、その前後の年代や同年代の男性の労働力率に比べて低く、全体としてみるとM字型の曲線を描いていることがわかります。

これは、結婚や出産に伴い一度離職し、その後子どもの成長等に伴い、再び働き始める状況を反映したものと考えられます。



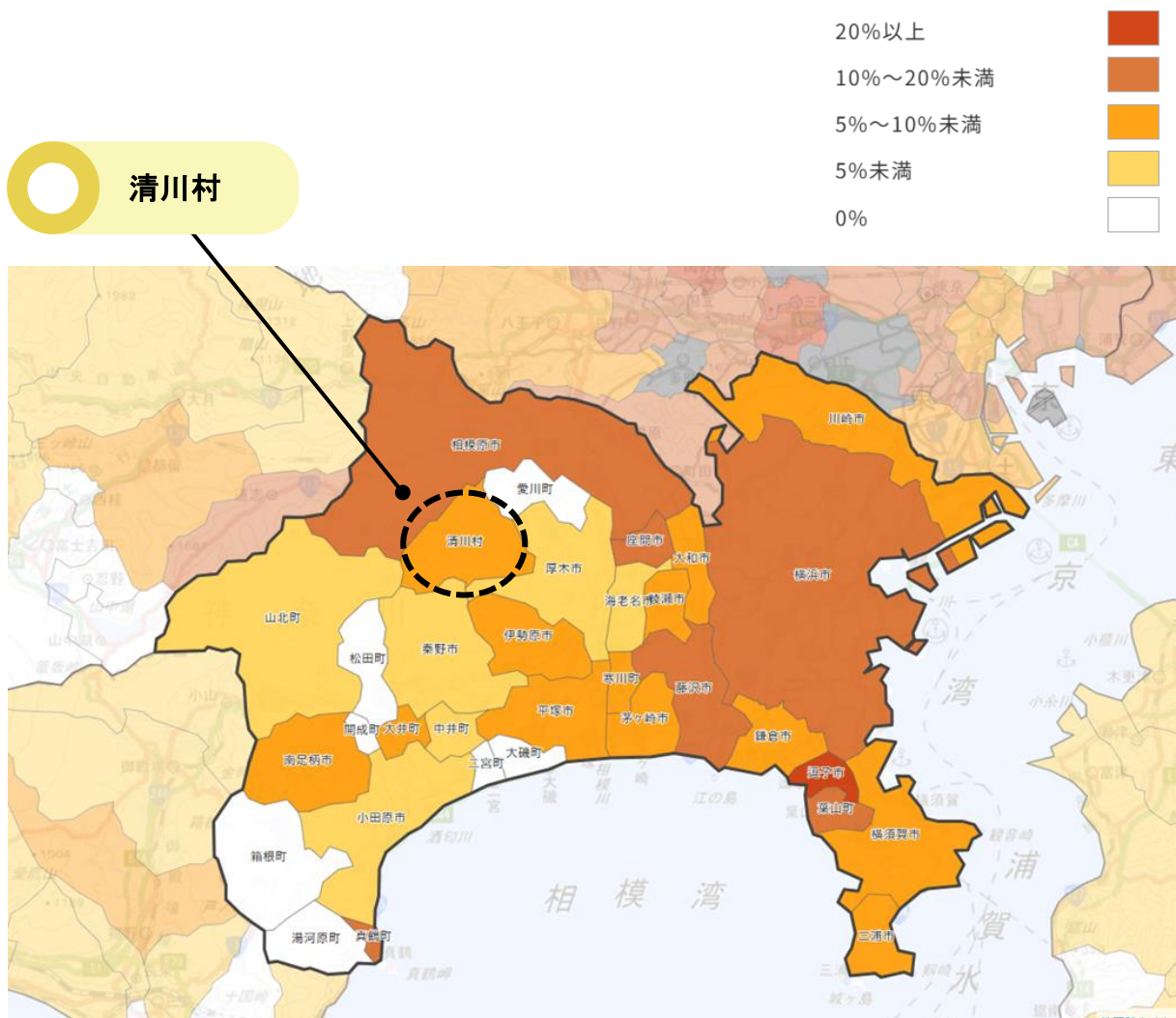
資料：国勢調査（令和2年）



(5) 地域への女性の参画状況

自治会長に占める女性の割合（令和6年度）

本村の自治会長に占める女性の割合は 9.4%となっており、県平均の 6.8%を上回っています。



資料：総務省「市町村女性参画状況 見える化マップ」

2. アンケート調査から見る清川村の現状

(1) 調査の概要

調査は、本計画の策定にあたり、男女共同参画社会の実現に対する村民のみなさまのご意見やご要望をうかがい、計画策定のための基礎資料を得ることで、今後の計画策定に役立てることを目的に実施しました。

調査地域	清川村全域	
調査対象者	住民基本台帳より無作為抽出した村民 830 人	
調査期間	令和 7 年 3 月 5 日～令和 7 年 3 月 28 日	
調査方法	郵送配布・郵送回収／WEB 回答	
回収状況	発送数	830 件
	回収数	290 件（郵送 274 件、WEB16 件）
	回収率	34.9%

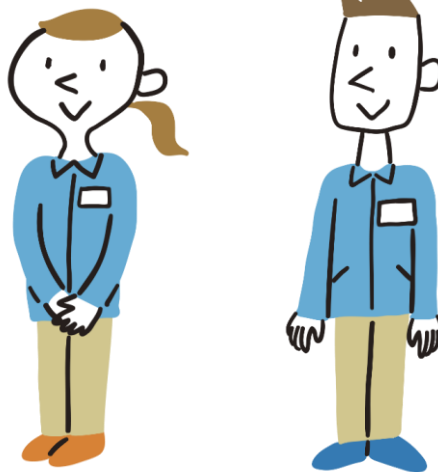
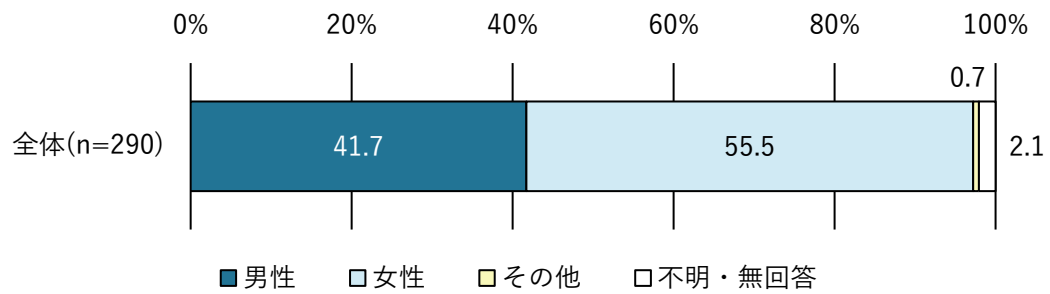
アンケート結果の表記方法

- 図表中の「n (number of case)」とは、その設問の回答者数を表しています。
- 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第 2 位を四捨五入して小数点第 1 位までを示しています。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答比率の合計は 100.0%を超える場合があります。
- 図表中「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- クロス集計における、項目軸の「全体」の n については、「無回答」を含んで集計しています。そのため、縦に各項目の n を足し合わせても、「全体」の n と一致しない場合があります。

(2)回答者の属性

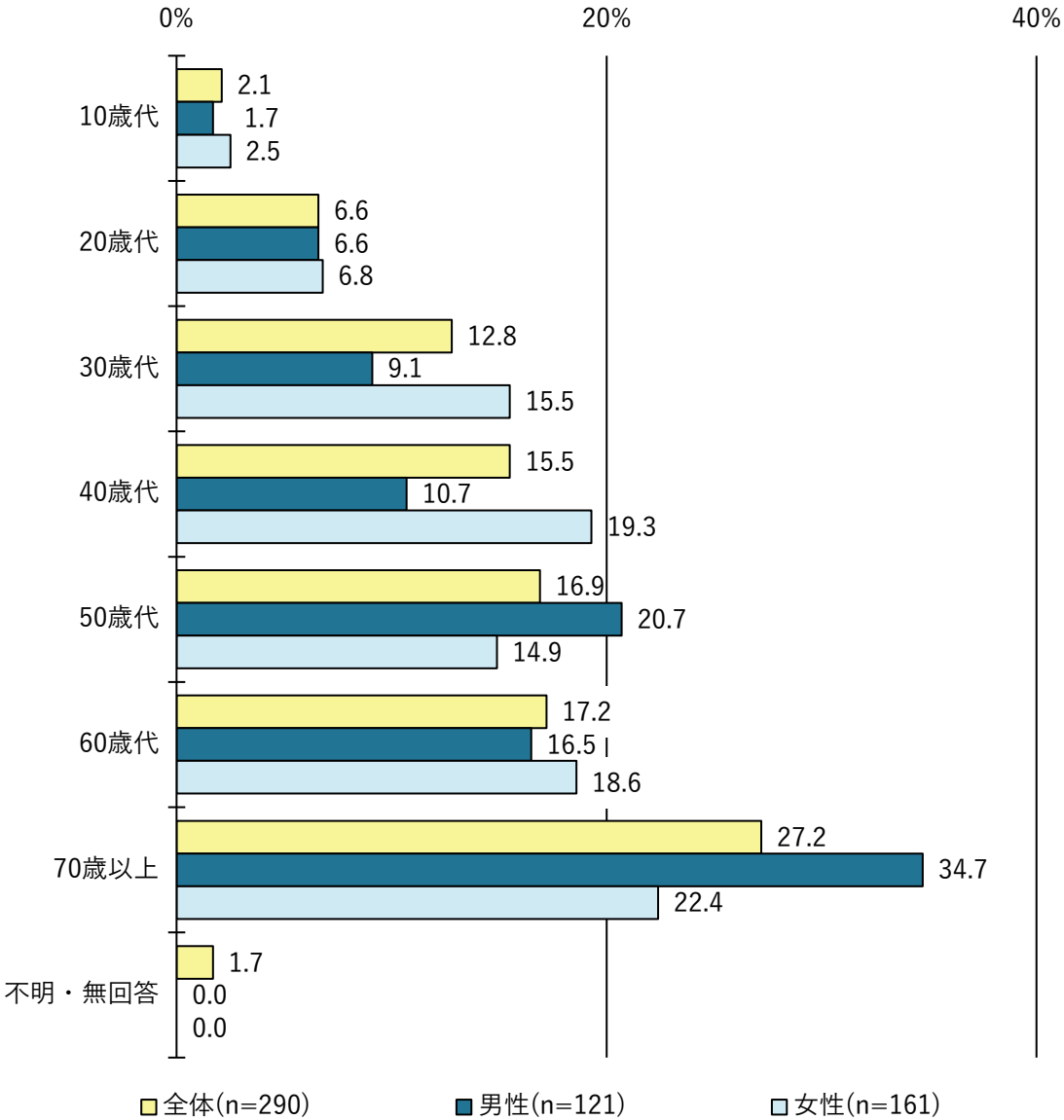
回答者の性別

回答者の性別について、「女性」が55.5%、「男性」が41.7%、「その他」が0.7%となっています。



回答者の年齢

回答者の年齢について、全体では年齢が上がるにつれて回答者数が増加傾向となっており、男女ともに「70歳以上」が最も多くなっています。

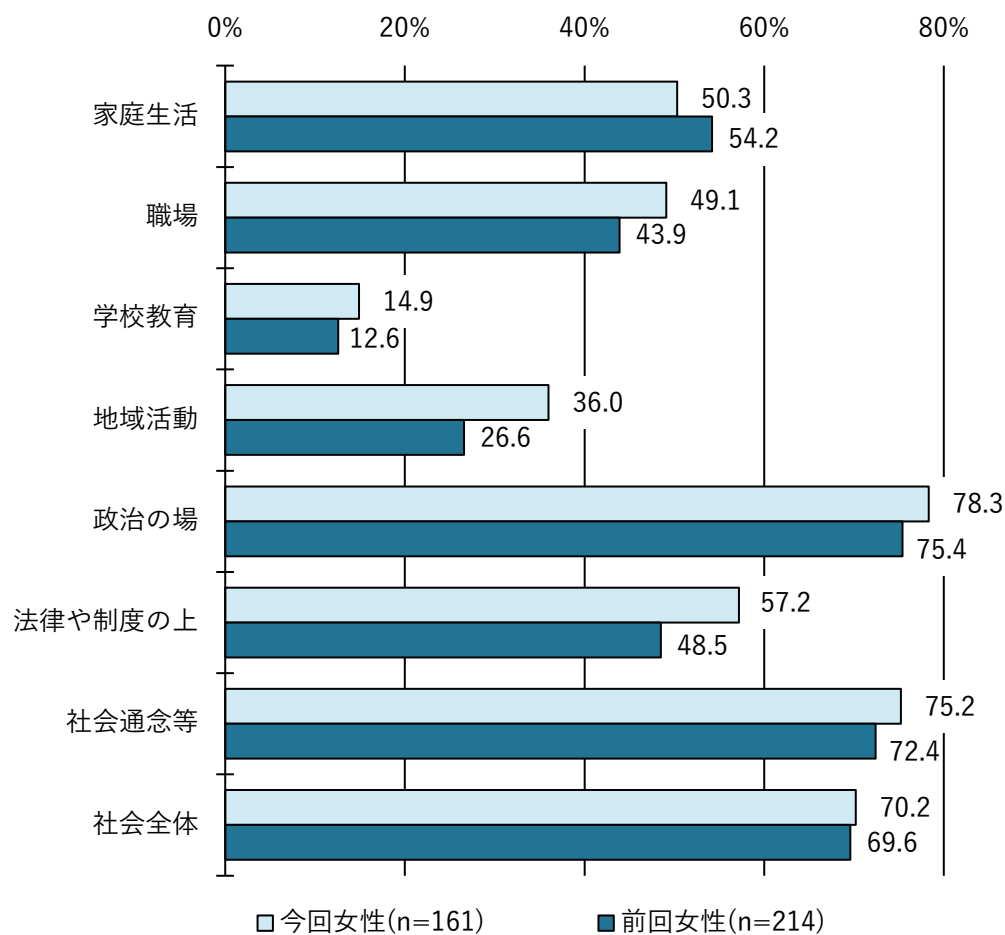


(3) 各分野における男女の地位について「男性優遇」と感じている女性の割合

各分野において「男性優遇」と感じている女性の割合について、「政治の場」「社会通念等」「社会全体」がいずれも7割台と、他の項目と比べて多くなっています。

一方で、「学校教育」では、今回と前回ともに1割台と、他の項目と比べて少なくなっています。

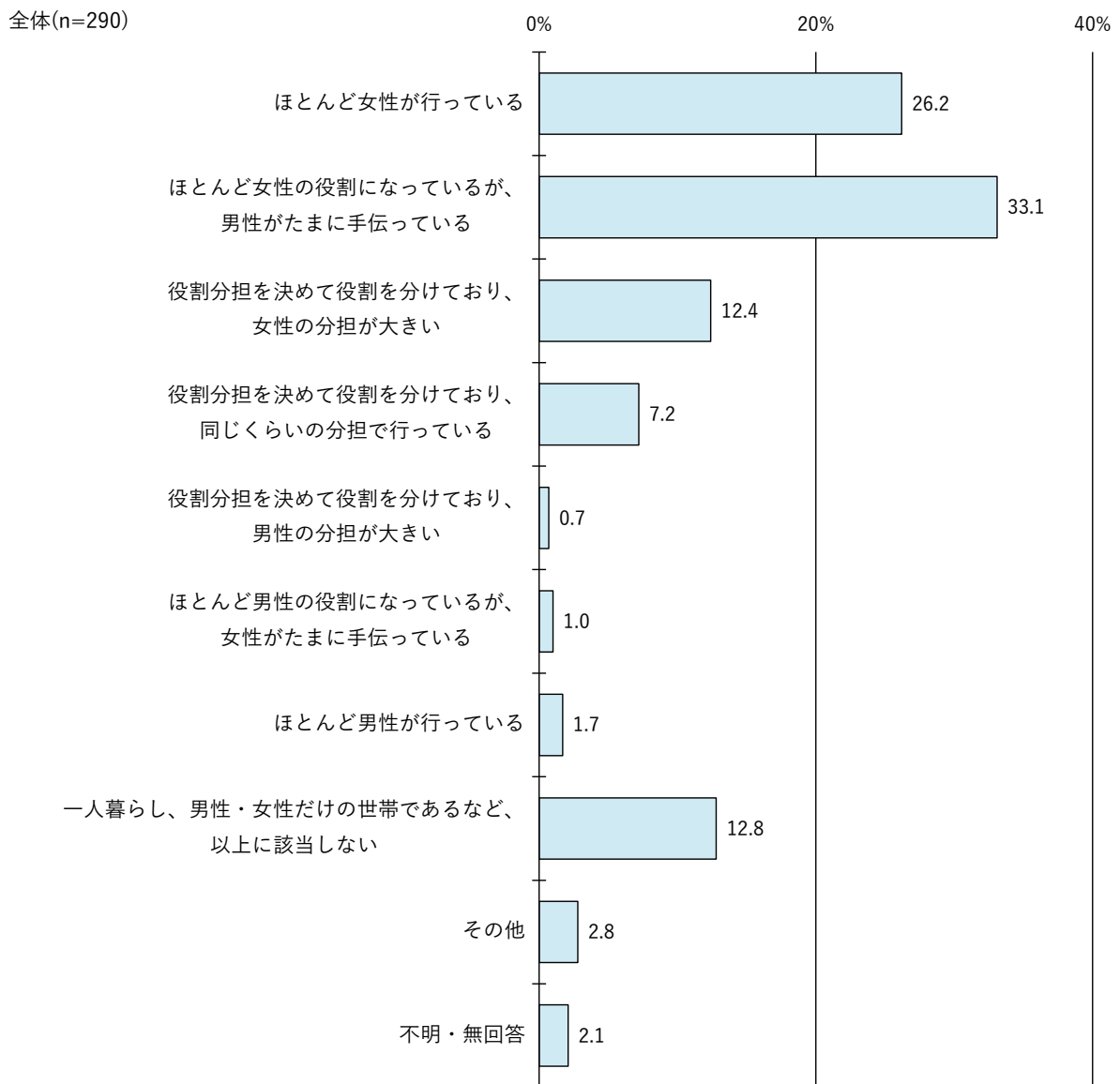
前回と比較すると、「地域活動」が9.4ポイント増加しており、差が最も大きくなっています。



(4) 家庭の状況

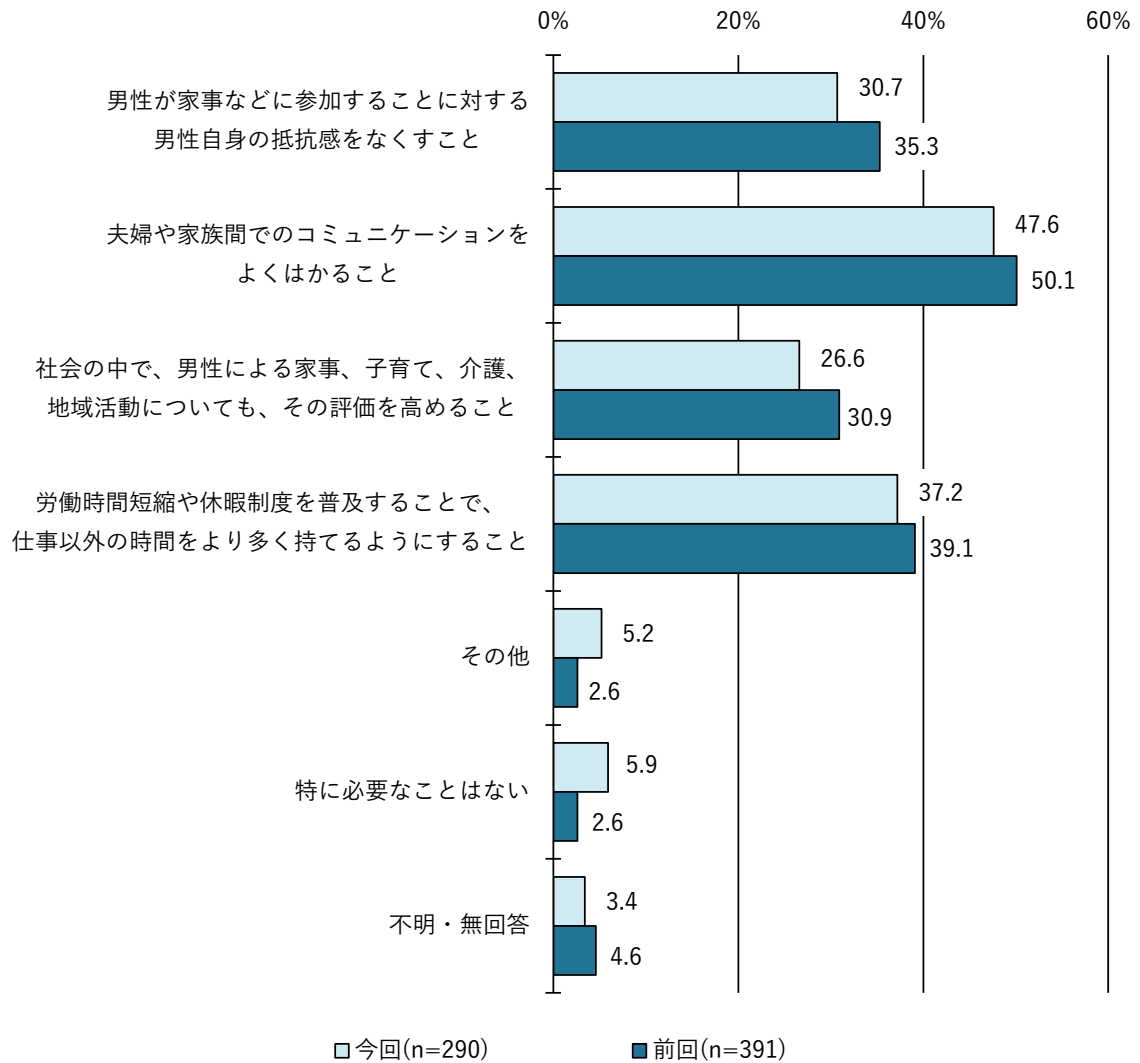
誰が家事を行っているか

誰が家事を行っているかについて、「ほとんど女性が行っている」「ほとんど女性の役割になっているが、男性がたまに手伝っている」「役割分担を決めて役割を分けており、女性の負担が大きい」の合計が71.7%となっており、全体の7割以上の家庭で、家事における女性の負担が大きい状況がうかがえます。



今後、男性が家事等に積極的に参加していくために必要だと思うこと

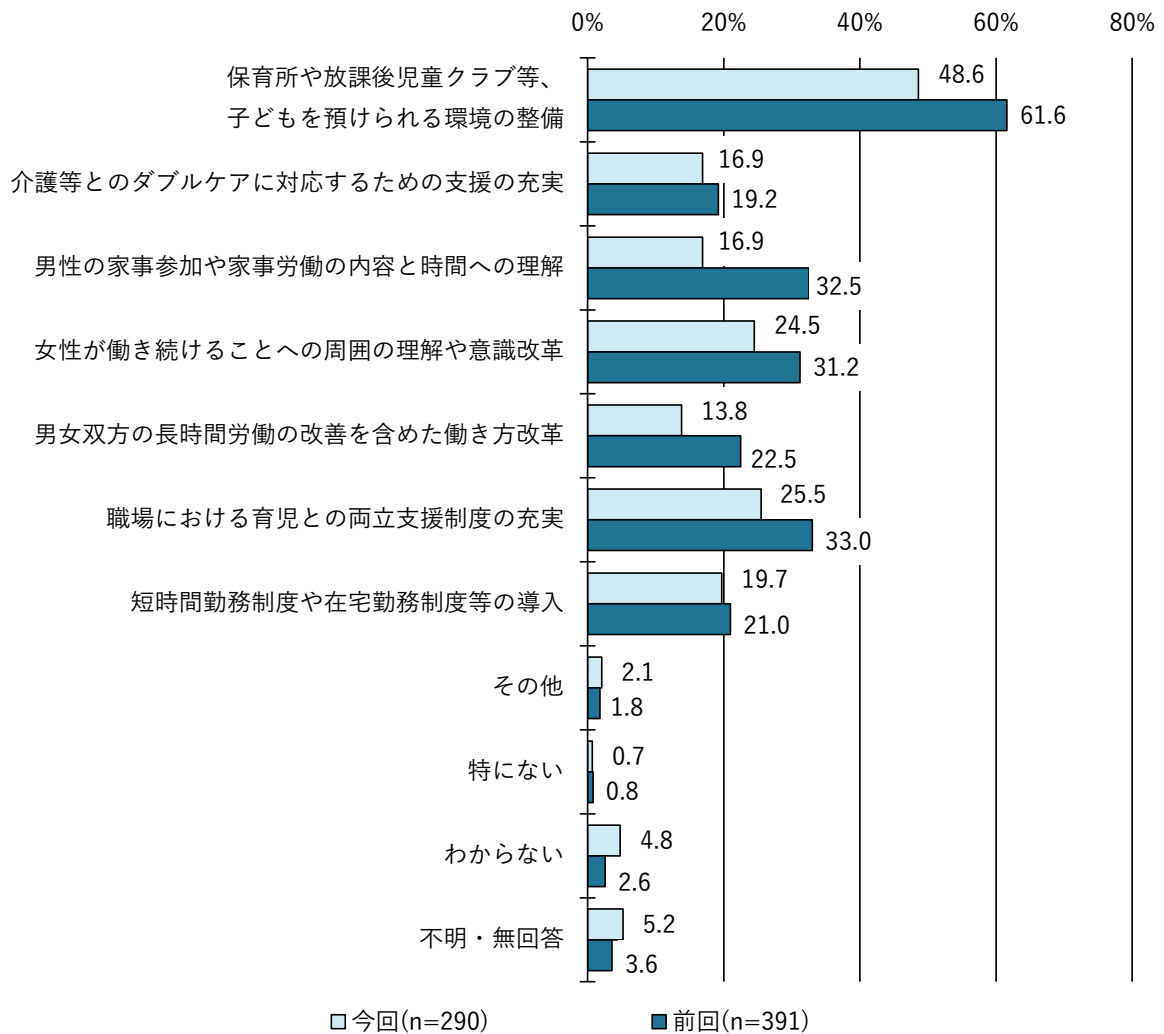
今後、男性が家事等に積極的に参加していくために必要だと思うことについて、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が47.6%と最も多くなっており、特に家庭内でのコミュニケーションが重要視されていることがうかがえます。



(5) 女性が出産後も離職せずと同じ職場で働き続けるために必要だと思うこと

女性が出産後も離職せずと同じ職場で働き続けるために必要だと思うことについて、「保育所や放課後児童クラブ等、子どもを預けられる環境の整備」が48.6%と最も多くなっており、特に子育てとの両立について重要視されていることがうかがえます。

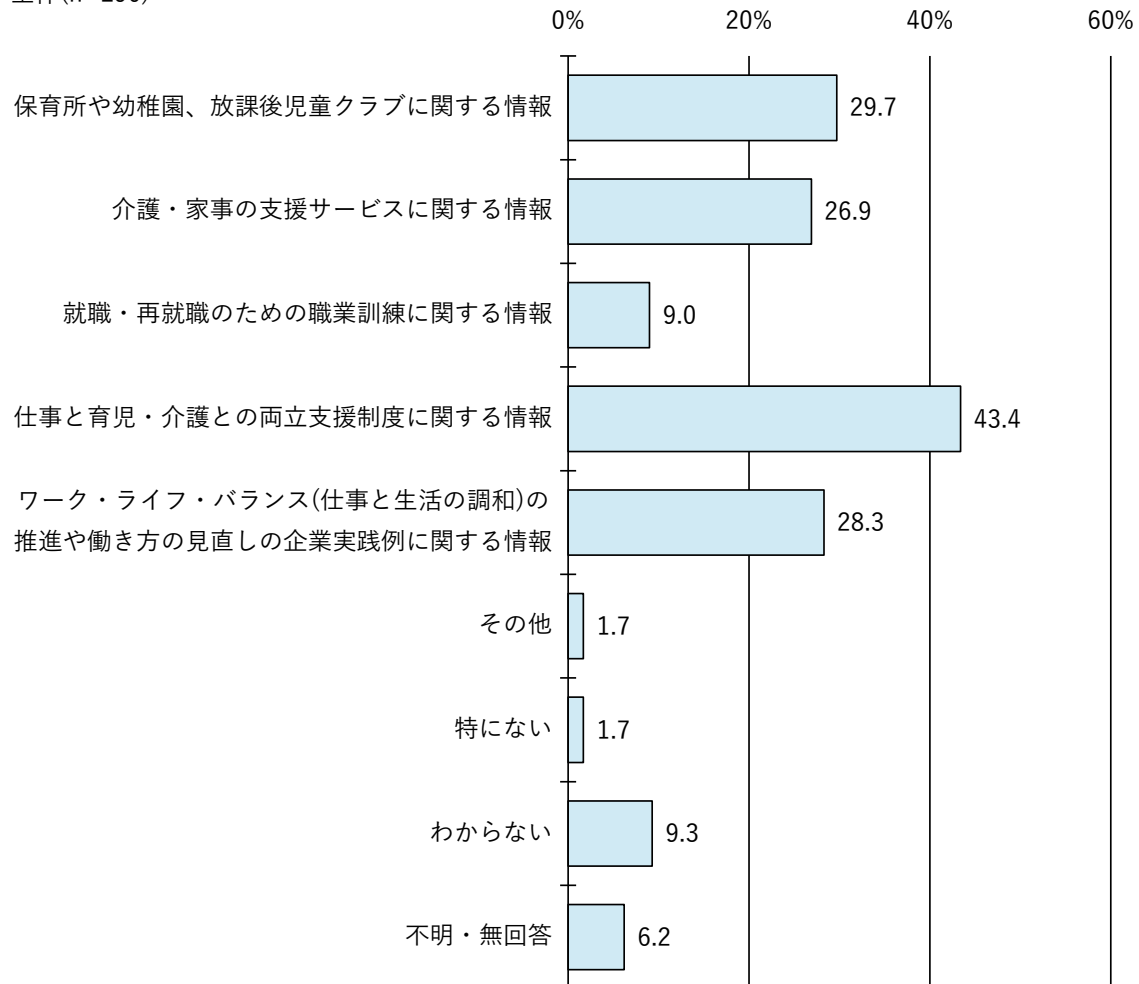
また、前回と比較すると、「男性の家事参加や家事労働の内容と時間への理解」が16.9%と、15.6ポイントの減少となっており、差が最も大きくなっています。



(6) 女性が活躍できるための取組に関する情報のうち、特に必要だと感じるもの

女性が活躍できるための取組に関する情報のうち、特に必要だと感じるものについて、「仕事と育児・介護との両立支援制度に関する情報」が43.4%と最も多くなっており、特に仕事と育児や介護との両立支援について、感心が持たれていることがうかがえます。

全体(n=290)

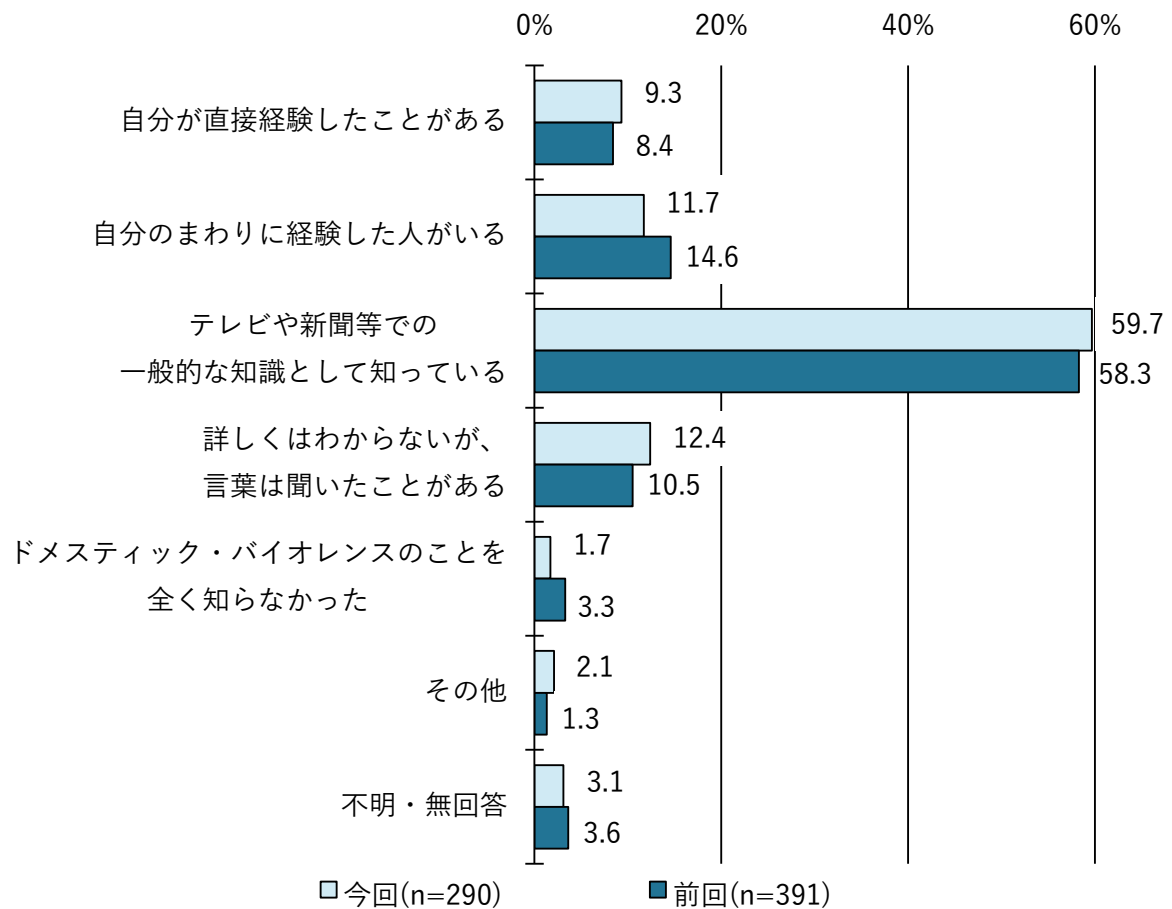


(7)ドメスティック・バイオレンス(DV)について

DVを受けた経験や見聞きした経験の有無

DVを受けた経験や見聞きした経験の有無について、「テレビや新聞等での一般的な知識として知っている」が59.7%と最も多くなっています。

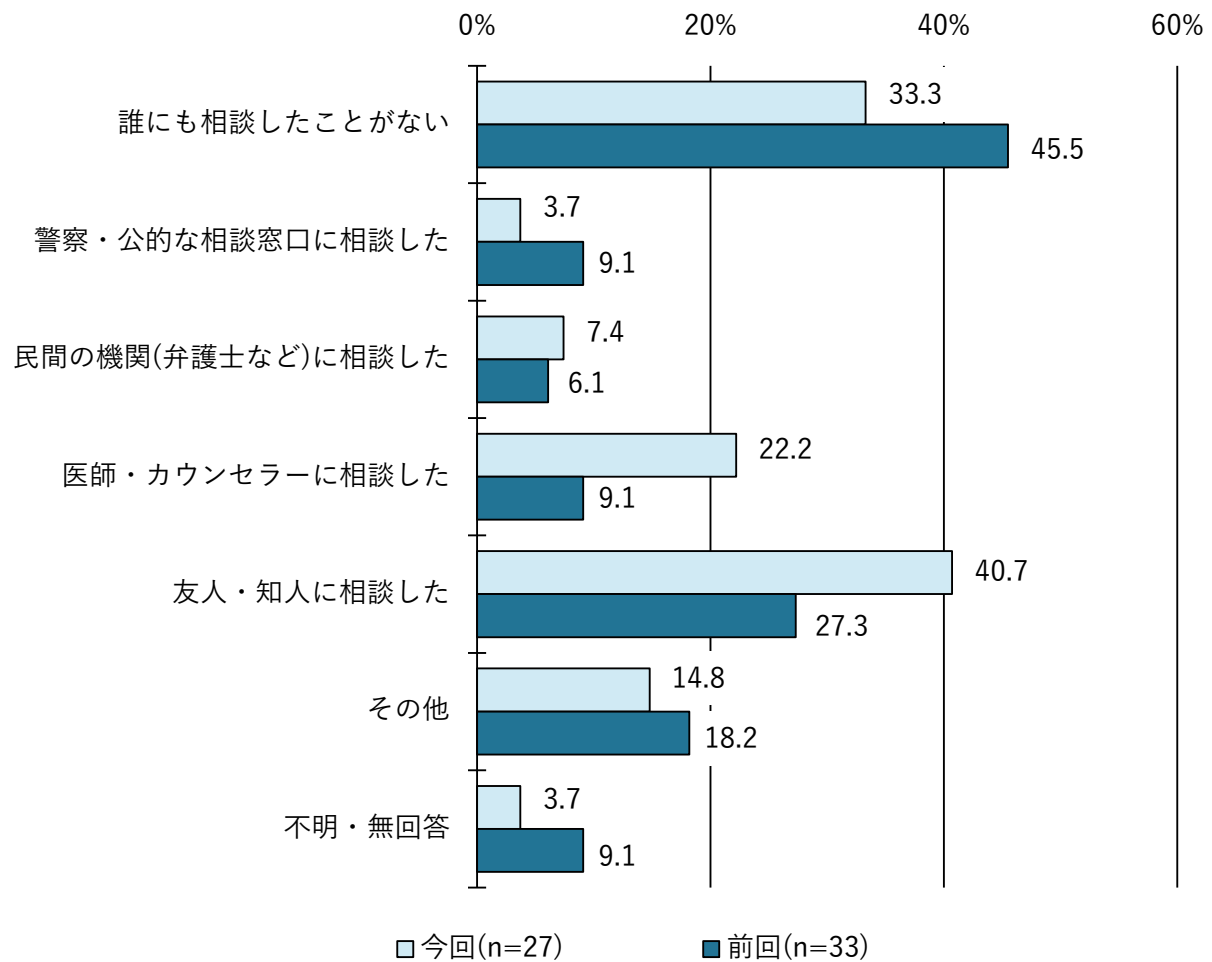
また、「自分が直接経験したことがある」及び「自分のまわりに経験した人がある」の合計は21.0%となっており、2割程度がDVを身近に経験していることがうかがえます。



DVを受けたことに関する相談経験の有無

DVを受けたことに関する相談経験の有無について、「友人・知人に相談した」が40.7%と最も多くなっています。

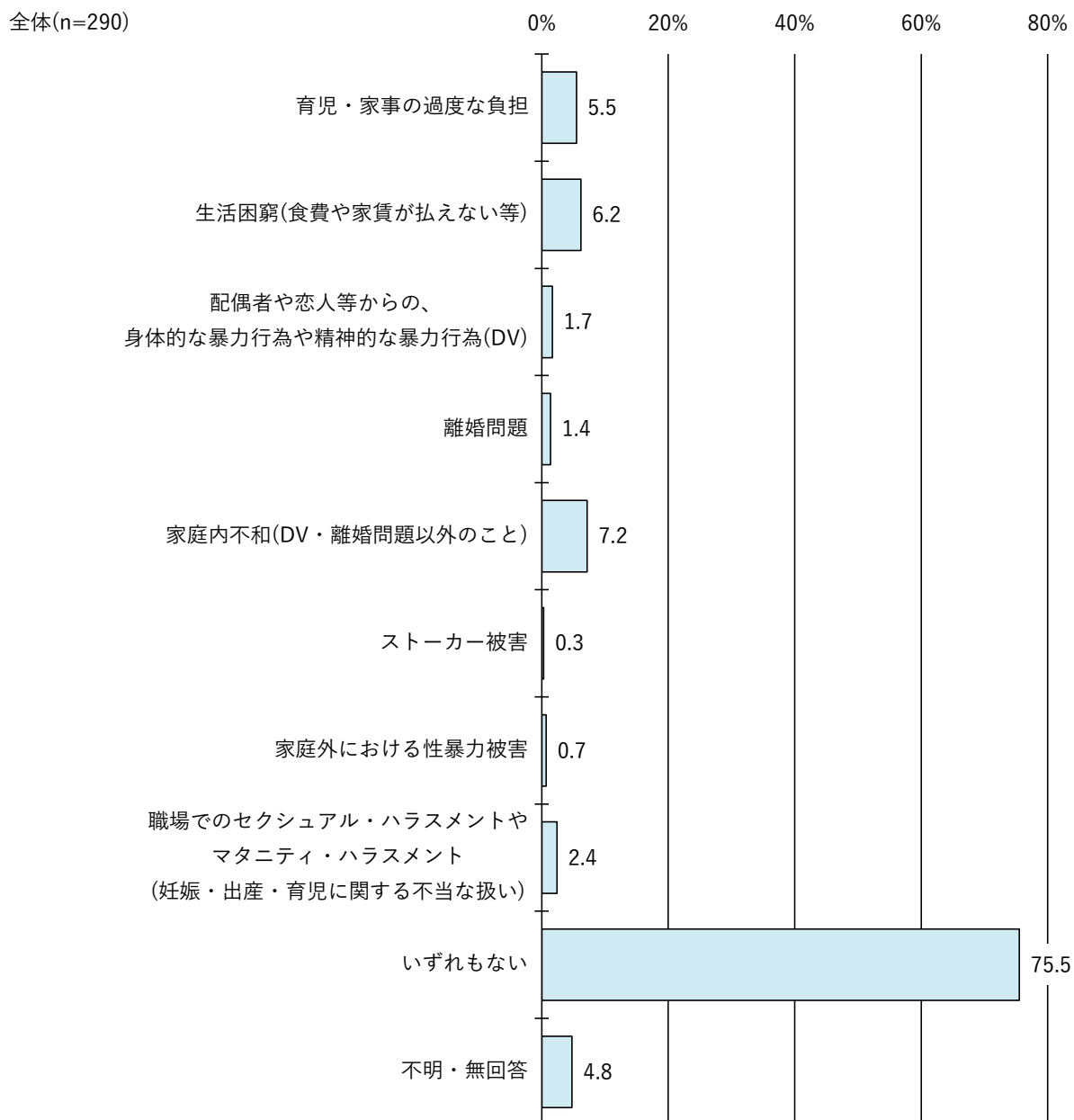
また、前回と比較すると、「誰にも相談したことがない」が減少、「医師・カウンセラーに相談した」や「友人・知人に相談した」が増加しており、相談できる機会の増加がうかがえます。



(8) 困難な経験について

直近の1年間で困難に直面した経験の有無

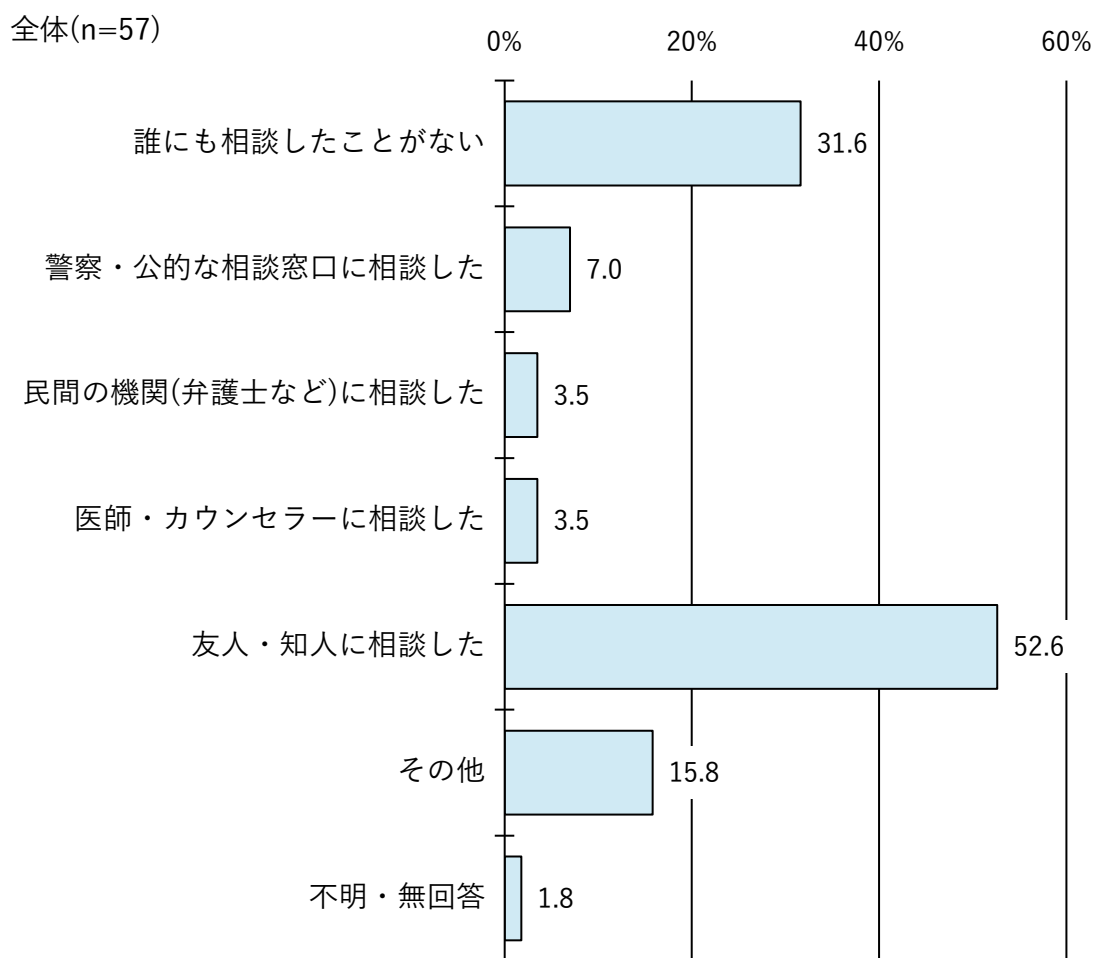
直近1年間で困難に直面した経験の有無について、「いずれもない」が75.5%となっていますが、「家庭内不和（DV・離婚問題以外のこと）」「生活困窮（食費や家賃が払えない等）」「育児・家事の過度な負担」等の経験もみられます。



困難に直面したことに関する相談経験の有無

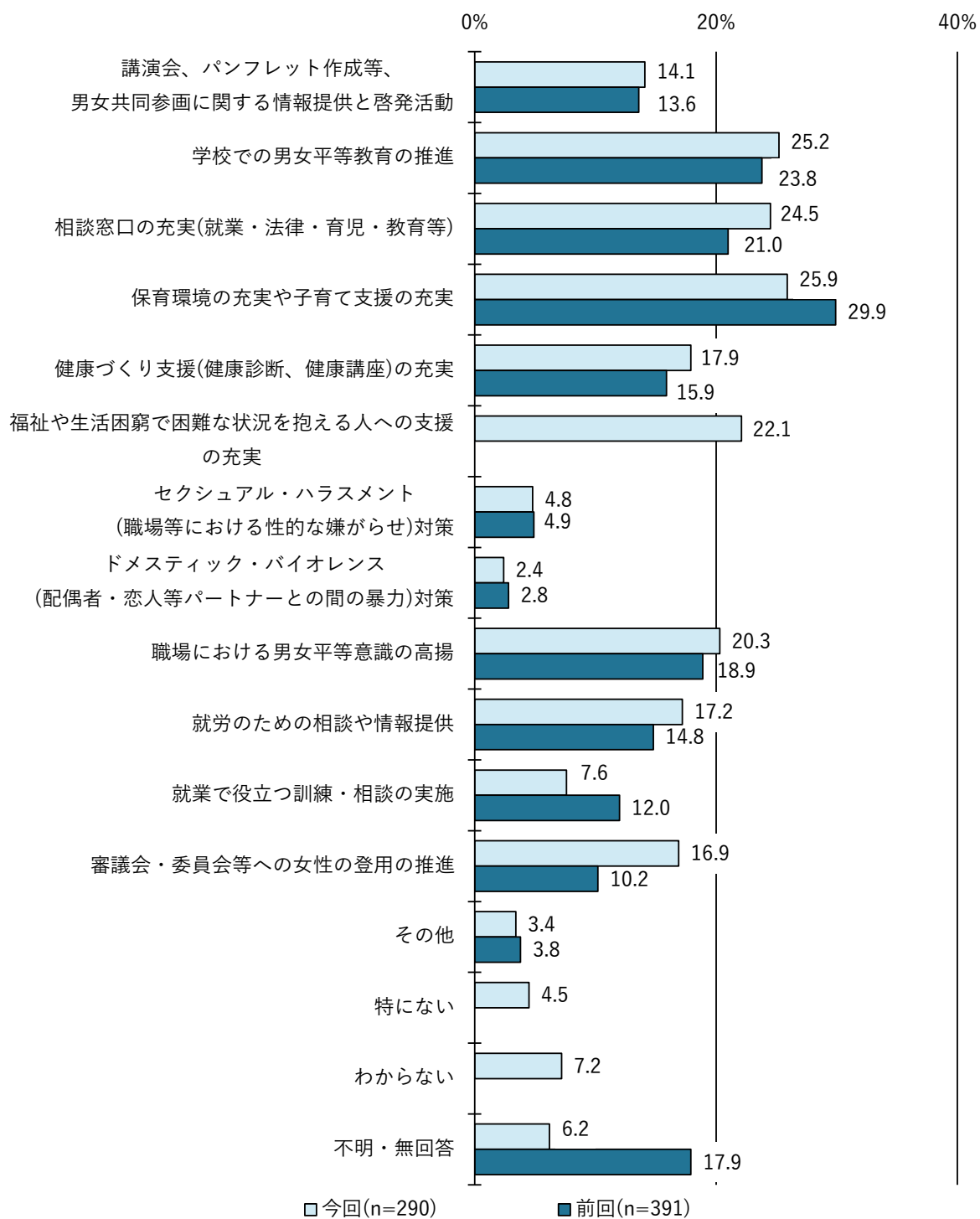
困難に直面したことに関する相談経験の有無について、「友人・知人に相談した」が52.6%と最も多くなっています。

一方で、「誰にも相談したことがない」は31.6%となっており、相談経験のない状況も一定数みられます。



(9) 男女共同参画社会の実現に向け、力を入れたほうがよいと思うこと

男女共同参画社会の実現に向け、力を入れた方がよいと思うことについて、「保育環境の充実や子育て支援の充実」、「学校での男女平等教育の推進」、「相談窓口の充実（就業・法律・育児・教育等）」の順で多くなっています。





1. 計画の基本理念

男女が支え合い、 多様な生き方を認め合うきよかわの実現

本計画は、「男女共同参画社会」の実現を目指すものであり、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」の達成を図るものです。

この「男女共同参画社会」の実現に向けては、男女の助け合いと互いの尊重によって、性別にとらわれることなく個性や能力を発揮できる地域づくりを進める必要があります。

国においては、現在策定が進められている「第6次男女共同参画基本計画」において、目指すべき社会として以下の4項目が示されており、これらの達成に向けた取組が求められています。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

また、神奈川県においては、「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」の基本目標として、「～すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会へ～」が掲げられ、この達成に向けた取組が進められています。

本村においては、「第4次清川村総合計画」において掲げられている将来像である「水と緑あふれる心のふるさと」の実現に向けて、村民と行政が手を取り合い、ともに村づくりを進めていくための取組が進められています。

これらを踏まえながら、本村における男女共同参画社会の実現を図るために、本計画の理念を「男女が支え合い、多様な生き方を認め合うきよかわの実現」とします。

2. 計画の体系

計画の基本理念である「男女が支え合い、多様な生き方を認め合うきよかわの実現」に向けた施策について、以下の通りに体系に位置づけて推進します。

基本目標 1

あらゆる場面で女性参画を拡大します

1-1 村政における女性参画の推進

- ① 審議会等の委員への女性の参加促進
- ② 性別にかかわらず職域拡大と管理職への登用推進
- ③ 性別にとらわれない村役場職員採用の促進
- ④ 村役場における仕事と家庭の両立支援の充実

1-2 職場における女性参画及びワーク・ライフ・バランスの推進

- ① 仕事と生活の両立に向けた意識啓発
- ② 女性の就労や再就職を支援するための情報提供
- ③ 保育サービス等の充実
- ④ 男性の子育てへの参加の促進

1-3 地域社会における男女共同参画の推進

- ① 地域を支える人材育成と地域コミュニティの形成
- ② 男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の推進

1-4 教育・生涯学習における男女共同参画の推進

- ① 生涯学習活動の参加のしやすさの向上
- ② 学習グループの養成・活動支援
- ③ 人権意識の高揚
- ④ 小中学校での男女平等教育の充実
- ⑤ 教育関係者及び保護者への研修の推進
- ⑥ 生涯学習活動の推進

基本目標 2

安心して暮らすための支援を充実します

2-1 あらゆる形態の暴力の根絶【DV防止計画】

- ① 暴力から身を守るための学習の実施
- ② 被害者等への相談支援体制の充実

2-2 様々な困難に直面する方への支援【困難女性支援計画】

- ① 高齢者の生きがいづくりのための支援
- ② 小中学校における性的マイノリティへの適切な理解の促進
- ③ 困難を抱える方への相談支援体制の充実

2-3 生涯を通して健康に過ごすための支援

- ① 健康づくりに関する講座等の充実
- ② 子育て等に関する相談支援体制の充実
- ③ 子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率の向上
- ④ 村民を対象とした喫煙・過度な飲酒・薬物等、健康をおびやかす問題への取組
- ⑤ 児童・生徒を対象とした喫煙・過度な飲酒・薬物等、健康をおびやかす問題への取組
- ⑥ 男性のための料理教室等の講座への支援

基本目標 3

男女共同参画の実現に向けた意識啓発や基盤整備を行います

3-1 男女共同参画社会の実現に向けた教育・啓発・情報提供の充実

- ① 男女共同参画に関する講座・イベント等の開催
- ② 「男女共同参画週間」の周知
- ③ 男女共同参画に関する図書閲覧サービスの推進
- ④ 効果的な啓発・情報提供の検討

※女性活躍推進計画は、本計画全体に位置づけています。

3. 基本目標・重点指標について

基本理念の達成に向けて、基本目標ごとに重点指標を設定します。
各指標は、アンケート調査結果より算出できる数値となっています。

基本目標1 あらゆる場面で女性参画を拡大します

重点指標

1

社会全体に対して
「男性優遇」または「女性優遇」と感じている割合

社会全体に対して「男性優遇」または「女性優遇」と感じている割合は、男女ともに7割程度と、前回計画策定時と比べて概ね同様の結果となっています。

社会の様々な場面において、男女が平等に参画できるよう、今後も取組を推進し、今後の5年間で約2割の改善を目指します。

	前回計画策定時の 基準値 (令和元年)	本計画策定に あたる基準値 (令和6年)	本計画で目指す 目標値 (令和11年)
男性	68.6%	71.8%	50.0%
女性	71.9%	70.8%	50.0%



基本目標2 安心して暮らすための支援を充実します

重点指標

2

身体的・心理的暴力について 「自分が直接経験したことがある」方のうち、 『誰にも相談したことがない』の割合

身体的・心理的暴力について、「自分が直接経験したことがある」方のうち、『誰にも相談したことがない』の割合は、男女ともに33.3%となっており、特に男性では状況の改善がみられています。

今後も、暴力の根絶に努めるとともに、暴力を受けた被害者を保護するための相談支援体制の充実、教育・啓発の実施等を行い、今後の5年間で、暴力を受けた経験がありながらも相談をすることができなかった割合を半減させることを目指します。

	前回計画策定時の 基準値 (令和元年)	本計画策定に あたる基準値 (令和6年)	本計画で目指す 目標値 (令和11年)
男性	55.6%	33.3%	15.0%
女性	33.3%	33.3%	15.0%



基本目標3 男女共同参画の実現に向けた意識啓発や基盤整備を行います

重点指標 3

男女共同参画に関する講座・イベント等を『知っている』割合

男女共同参画に関する講座・イベント等を『知っている』割合は、男女ともに3割台となっています。前回計画策定時は、本指標に該当する設問がなかったため、0.0%となっています。

今後も、この講座やイベントについて、効果的な広報・周知を行い、取組が地域社会に定着することで、全体の50.0%の村民に認知されることを目指します。

	前回計画策定時の 基準値 (令和元年)	本計画策定に あたる基準値 (令和6年)	本計画で目指す 目標値 (令和11年)
男性	—	30.6%	50.0%
女性	—	36.6%	50.0%



第4章

具体的取組



基本目標1 あらゆる場面で女性参画を拡大します

1-1 村政における女性参画の推進

施策の方向

政策・方針の対象となる社会の構成員のうち、約半数は女性であることから、その政策・方針に女性の意見を適切に反映させる必要があり、そのためには意思決定過程への女性の参画が重要となります。

また、人口減少・少子高齢化や価値観の多様化が進む中で、政策・方針の意思決定過程へ男女がともに参画し、女性の活躍が進むことで、より多角的な視点の活用が期待でき、社会経済情勢の変化に対応できる、持続可能な社会の実現にもつながります。

一方で、アンケート調査によると、本村では女性の8割近くが、「政治の場」において『男性が優遇されている』と感じている状況がみられています。

また、村役場における管理的地位にあたる女性の割合は17.6%となっており、今後も村政における女性の参画を推進していく必要があります。


そのため、女性の管理職への登用推進や、審議会への参加促進等を通し、政策・方針の意思決定過程への女性のさらなる参画推進を図ります。



① 審議会等の委員への女性の参加促進

これまで本村では、第6次行政改革実施計画において、女性委員の参加拡大に向けて、取組を推進してきました。


前回計画策定時と比べると、改善傾向にはあるものの、目標値の達成にはいたっていないため、今後も女性委員の参加拡大に向けた取組の推進を図ります。

担当課	全課			
事業の対象	審議会等			
事業の内容	第6次行政改革実施計画に基づき、性別にとられない住民参画に向けた取組を、引き続き推進します。			
取組指標	地方自治法（第180条の5）に基づく委員会及び、同法（第202条の3）に基づく審議会のうち、委員全体の人数に占める女性の割合			
	現状値 （令和6年度）	30.1%		目標値 （令和11年度） 以上

② 性別にかかわらず職域拡大と管理職への登用推進

村役場における管理的地位にあたる女性職員の割合は、令和6年4月1日時点で17.6%となっており、現行計画策定時に設けた目標値の割合（20.0%以上）を下回りましたが、現行計画策定時から比較すると、年々増加しています。


村政の推進にあたっては、女性の価値観や意見を取り入れることが重要であるため、誰もが働きやすい就業環境の整備・人材育成を行うことにより、性別にかかわらず職域拡大と管理職への登用推進に努めます。

担当課	総務課			
事業の対象	村の職員			
事業の内容	役職階層ごとに適正な人材育成を実施し、管理的地位にあたる女性職員のさらなる登用を図ります。			
取組指標	管理的地位にあたる女性職員の割合			
	現状値 （令和6年度）	17.6%		目標値 （令和11年度） 以上

③ 性別にとられない村役場職員採用の促進


村役場において採用した一般事務職の職員のうち、女性の割合は男性の割合より低くなっています。

女性が働きやすい環境の実現を目指すとともに、広報等の活動を充実させることで、女性の受験者を増やし、村役場職員の男女にとられない採用を図ります。

担当課	総務課			
事業の対象	村職員の一般事務職の新規採用者			
事業の内容	一般事務職の採用者における、女性の割合の増加を図ります。			
取組指標	一般事務職の採用者に占める女性の割合			
	現状値 (令和3～6年度の平均)	20.5%		目標値 (令和11年度) 25.0%以上

④ 村役場における仕事と家庭の両立支援の充実

村の職員が、男女ともに家庭生活に積極的に参画し、ワーク・ライフ・バランスの実現が可能となるよう、育児休暇等の取得を推進します。

担当課	総務課			
事業の対象	村の職員			
事業の内容	男性職員の配偶者出産時の休暇、育児休業、育児参加のための休暇取得を推進します。			
取組指標	男性職員の配偶者出産時の休暇取得者の割合			
	現状値 (令和6年)	67.0%		目標値 (令和11年) 100.0%

1-2 職場における女性参画及びワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向

本村の女性の労働力率について、特に30～39歳が、その前後の年代と比べて低くなっており、これは女性が結婚や出産に伴い、一度離職していることが要因と考えられます。

アンケート調査の「女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために必要だと思うこと」についてみると、『子どもを預けられる環境の整備』や『仕事と育児との両立支援制度の充実』といった、育児に関する事項が多くなっています。

こうした状況を踏まえ、男女の均等な雇用機会と待遇の確保に向け、事業者に対する啓発等を推進するとともに、子育て支援を継続して行うことにより、個人の能力を十分に発揮し、自己実現につながる職場づくりへの支援を行います。




① 仕事と生活の両立に向けた意識啓発

国においては、男女雇用機会均等法の改正等が進められており、直近では令和7（2025）年に、事業主に対し、求職者へのハラスメントの防止措置の強化を求める事項が加えられるなど、男女がともに安心して働くことができる職場づくりが目指されています。

また、アンケート調査の「女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために必要だと思うこと」についてみると、『女性が働き続けることへの周囲の理解や意識改革』が比較的多くなっています。


こうした状況を踏まえ、本村においては、男女がともに仕事と生活を両立させられる環境づくりに向け、意識啓発の充実を図ります。

担当課	村づくり観光課			
事業の対象	村民			
事業の内容	チラシ配布により、意識啓発を図ります。			
取組指標	広報紙等による男女雇用機会均等月間の啓発			
	現状値 (令和6年度)	1回		目標値 (令和11年度)

② 女性の就労や再就職を支援するための情報提供

女性の就労や再就職を支援するための情報提供について、チラシを配布することにより、啓発を図ります。


また、出産時・転入時等にチラシを配布するなど、より効果的な情報提供の方法について検討します。

担当課	村づくり観光課			
事業の対象	村民			
事業の内容	チラシ配布により、意識啓発を図ります。			
取組指標	広報紙等を活用した、かながわの女性応援サイト等の啓発			
	現状値 (令和6年度)	1回		目標値 (令和11年度)

③ 保育サービス等の充実

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、安心して子どもを預けられる環境を整備します。


また、第3期清川村子ども・子育て支援事業計画において、女性が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、相談窓口の設置と、その周知をするとともに、利用者のニーズに合わせたサービスの継続・充実を図ります。

担当課	子育て健康福祉課			
事業の対象	村民			
事業の内容	安心して子どもを預けることができる環境の整備と、子育てに関する相談サービスの充実を図ります。			
取組指標	子育てに関する相談窓口の設置数			
	現状値 (令和6年度)	1箇所		目標値 (令和11年度)

④ 男性の子育てへの参加の促進

男性の子育てへの参加の促進については、第3期清川村子ども・子育て支援事業計画と連携を図りながら、取組を推進します。

保育環境の整備を行うことで、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援を行うとともに、マタニティ教室や妊娠時面接、親子開放デイ等への父親の参加促進を図ります。

担当課	子育て健康福祉課			
事業の対象	父親			
事業の内容	マタニティ教室や妊娠時面接、親子開放デイ等への父親の参加について、啓発を行います。			
取組指標	保健予防情報メールにおける、事業への父親の参加についての啓発回数			
	現状値 (令和6年度)	12回		目標値 (令和11年度)

1-3 地域社会における男女共同参画の推進

施策の方向


アンケート調査の「地域活動において男女の地位が平等になっていると思うか」についてみると、『平等』が最も多くなっている一方で、『男性優遇』及び『女性優遇』の合計も34.1%と比較的多くなっています。

今後も、性別にとらわれることなく、誰もがあらゆる分野で地域活動に参画できるよう、地域活動に参加しやすい環境づくりや活動に対する支援を推進します。



① 地域を支える人材育成と地域コミュニティの形成

女性のリーダーや、男性のボランティアの養成を促進するなど、地域を男女がともに支え合う仕組みづくりに努め、地域コミュニティの形成に必要な仲間づくりを支援します。


担当課	総務課			
事業の対象	地域			
事業の内容	自治会への加入等を通して、これからの地域を支える人材を育成することにより、地域コミュニティの形成に必要な仲間づくりを支援します。			
取組指標	自治会への加入率			
	現状値 (令和6年度)	66.2%		目標値 (令和11年度) 70.0%以上

② 男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の推進

災害等の有事の際に不安を軽減し、安心して過ごすことのできる環境づくりに向け、防災活動の担い手の育成や、避難所の運営等に対して、男女共同参画の視点を取り入れることが重要です。

アンケート調査の「避難所における男女共同参画に関して、必要だと思うこと」についてみると、『避難所の運営等に男女がともに参加すること』や『設備等について、男女別のニーズに配慮すること』が特に多くなっています。

こうした状況を踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れながら、防災・復興体制の推進を図ります。

担当課	総務課			
事業の対象	地域			
事業の内容	男女共同参画の視点を取り入れた、防災活動の担い手の育成、防災に関する啓発、防災訓練の実施等を行います。			
取組指標	女性消防団員の加入数			
	現状値 (令和6年度)	0人		目標値 (令和11年度) 1人以上

1-4 教育・生涯学習における男女共同参画の推進

施策の方向

性別に関する偏見の防止や各個人の能力開発、あらゆる分野への参画の機会づくり等の理由から、男女が各個人の個性・能力を十分に発揮し、社会に参画するためには、生涯学習を推進することが重要となります。


本村においては、これまでも行事や講座等を通して生涯学習活動を行ってきましたが、今後も男女がともに参加しやすい環境づくりやプログラム設定を行うことで、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた事業の推進を図ります。



① 生涯学習活動の参加のしやすさの向上

生涯学習活動において、男女がともに参画しやすい環境づくりに向け、行事・講座等を実施する時間帯やテーマ設定に配慮します。


また、乳幼児の一時預かり等の取組との連携を図ります。

担当課	生涯学習課			
事業の対象	村民			
事業の内容	男女がともに参加できるよう、時間帯やテーマ設定、乳幼児の一時預かり等に配慮した講座の開設に努めます。			
取組指標	託児サービス実施事業			
	現状値 (令和6年度)	3回		目標値 (令和11年度)

② 学習グループの養成・活動支援

生涯学習の推進にあたっては、地域で活動する多様な主体と連携することが重要となります。

そのため、各種団体・グループの活動を支援するとともに、団体間での交流の促進を図ります。


担当課	生涯学習課			
事業の対象	村民			
事業の内容	学習グループ同士の情報交換、団体同士の交流の場、団体活動の発表の場等を提供します。			
取組指標	団体活動の発表の場の提供			
	現状値 (令和6年度)	4回		目標値 (令和11年度)

③ 人権意識の高揚

人権意識の高揚を図ることで、地域において人が大切にされるとともに、誰もが活躍できる社会づくりへとつながります。

また、人々の人権に対する理解が深まることで、地域で支援を必要としている人を早期発見することにもつながります。


そのため、男女共同参画のみならず、自認する性の違い、子ども・高齢者・障がいのある方、外国にルーツのある方、その他複合的な課題を抱えている方等、様々な生きづらさを抱える方に関する理解の促進を図ることで、人権意識の高揚に努めます。

担当課	生涯学習課・子育て健康福祉課			
事業の対象	村民			
事業の内容	広報紙やホームページを活用し、幅広い人権意識の啓発に努めます。			
取組指標	人権週間の啓発、人権関係図書の紹介、人権作文・ポスターコンクールへの出品等の合計実施回数			
	現状値 (令和6年度)	3回		目標値 (令和11年度) 3回以上

④ 小中学校での男女平等教育の充実

アンケート調査の「男女共同参画社会の実現に向け、力を入れるべきこと」についてみると、『学校での男女平等教育の推進』が2番目に多くなっています。


男女平等への意識は、一朝一夕で育つものではなく、学校教育段階からの意識の醸成が重要と考えられるため、男女平等教育の充実を図ります。

担当課	学校教育課			
事業の対象	児童・生徒			
事業の内容	男女平等への理解が深まるよう、教育活動全体を通して、発達段階に応じた指導を行います。			
取組指標	小中学校における道徳教育（講演会）の実施回数			
	現状値 (令和6年度)	2回		目標値 (令和11年度) 3回以上

⑤ 教育関係者及び保護者への研修の推進


幼児期・学童期からの男女平等教育の推進にあたっては、児童・生徒の成長に携わる学校・家庭等における関係者の働きかけが重要となります。

そのため、教育関係者及び保護者への研修を推進することで、男女にとらわれることなく、誰もが個人の能力を発揮できる社会の実現と、次世代を担う人材の育成を図ります。

担当課	学校教育課			
事業の対象	教育関係者・保護者			
事業の内容	人権教育研修会、保護者会、各種通知文、お便り等を活用し、啓発や研修の機会を提供します。			
取組指標	人権教育研修会への参加実績			
	現状値 (令和6年度)	4回		目標値 (令和11年度) 4回以上

⑥ 生涯学習活動の推進

個人の能力開発等による、誰もが能力・個性を発揮できる社会の実現に向け、生涯学習活動を継続的に推進します。

担当課	生涯学習課・学校教育課			
事業の対象	村民			
事業の内容	各種講座等の実施や、さらなる活動につながるような体験・活動を行います。			
取組指標	生涯学習講座の実施			
	現状値 (令和6年度)	4回		目標値 (令和11年度) 4回以上

基本目標2 安心して暮らすための支援を充実します

2-1 あらゆる形態の暴力の根絶【DV防止計画】

施策の方向

国においては、DVの防止と被害者の保護を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」が定められています。

直近では、令和5（2023）年に改正され、保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化といった、主に被害者保護の強化に関する事項が加えられました。

アンケート調査の「DVを見聞きした経験の有無」についてみると、『身近で見聞きした経験がある』が21.0%となっており、実際にDVを身近で経験したケースも一定数みられます。

こうした状況を踏まえ、本村においてもあらゆる形態の暴力の根絶に向け、本施策を村の「DV防止計画」に位置づけ、引き続き村民への啓発を行うとともに、被害者の視点に立った切れ目のない支援体制の構築を推進します。

施策の内容

① 暴力から身を守るための学習の実施

子どもが暴力の被害者となることや、次世代における暴力を防止するため、子どもや保護者がDVについて学習するための機会を確保する必要があります。そのため、子ども及び保護者を対象とした、DVに関する学習機会の充実を図ります。

担当課	学校教育課		
事業の対象	児童・生徒・保護者		
事業の内容	子どもがいじめ・虐待といったあらゆる暴力の被害を受けることを防ぐため、子ども及び保護者を対象とした学習機会の充実を図ります。		
取組指標	「①いじめ暴力防止キャンペーン」「②生活アンケート」「③体罰調査の講話」の各事業の実施		
	現状値 (令和6年度)	① 3回 ② 17回 ③ 3回	➡ 目標値 (令和11年度)

② 被害者等への相談支援体制の充実

アンケート調査の「DVを受けたことに関して、相談した経験の有無」についてみると、『誰にも相談したことがない』が33.3%となっており、相談までつながらなかったケースがみられます。

こうした状況を踏まえ、DV等について困っている誰もが気軽に相談できるよう、相談支援体制の整備に努めます。

また、近年、世帯のあり方や価値観の多様化により、暴力の背景や形態も複雑化していることから、様々なケースに適切に対応できるよう、相談支援の質の向上を目指します。

担当課	子育て健康福祉課			
事業の対象	村民			
事業の内容	暴力を受けた被害者等への相談支援体制の充実を図ります。 また、男性の被害者への支援に関する事項の周知を図ります。			
取組指標	相談窓口設置数			
	現状値 (令和6年度)	1箇所	➡	目標値 (令和11年度) 1箇所以上を維持



2-2 様々な困難に直面する方への支援【困難女性支援計画】

施策の方向

国においては、女性が日常生活や社会生活の中で直面する様々な困難への対処を目的として、令和4（2022）年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定されています。

アンケート調査の「困難に直面した経験の有無」についてみると、『いずれもない』が最も多くなっているものの、『家庭内不和』『生活困窮』『育児・家事の過度な負担』といったケースも一定数みられています。

また、「困難に直面したことに関する相談経験の有無」についてみると、『誰にも相談したことがない』が31.6%となっており、相談までつながらなかったケースがみられます。

こうした状況を踏まえ、本村においても困難に直面する方への支援の推進にあたり、本施策を村の「困難女性支援計画」に位置づけ、他の個別計画等とも連携を図りながら、誰もが個性や能力を発揮できる社会の実現に向けて取り組みます。


施策の内容

① 高齢者の生きがいをづくりのための支援

高齢化の進行に伴い、高齢になっても個人の個性や能力を発揮し、生きがいを持って生活できる地域づくりが求められています。

本村においては、高齢者に就業の機会を提供し、地域貢献につながる活動を行うための「生きがい事業団」の活動を支援していますが、女性の会員数は少ない状況が続いています。

そのため、清川村高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画において位置づけている、生きがい事業団への支援に引き続き取り組むとともに、男女共同参画の視点も持ちながら、地域づくりを推進します。

担当課	子育て健康福祉課			
事業の対象	村民			
事業の内容	高齢者の生きがいをづくりのための支援を行います。			
取組指標	生きがい事業団の女性会員比率			
	現状値 (令和6年度)	10.4%		目標値 (令和11年度)

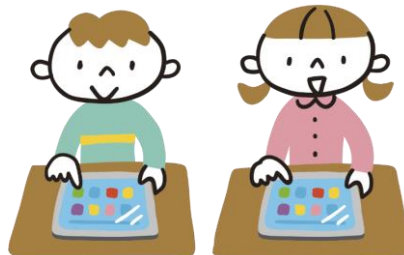
② 小中学校における性的マイノリティへの適切な理解の促進

レズビアン（Lesbian：女性の同性愛者）、ゲイ（Gay：男性の同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual：両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender：出生時に診断された性と、自認する性の不一致）、クィア（Queer：LGBTの4つ以外の様々な性的指向・性自認の総称）／クエスチョニング（Questioning：自身の性的指向や性自認が明確でない、または意図的に決めていない人）の頭文字をとった総称である LGBTQ 等の当事者は、身近な相談相手が少ないこと等により、困難な状況に置かれているケースがみられます。

アンケート調査の「LGBTQ 等に対する認知度」についてみると、『内容は知らない』が 37.6%となっており、さらなる啓発の推進が求められます。

そのため、本村においても、教育現場におけるすべての人の人権を守るため、LGBTQ 等に関する啓発等を行うとともに、支援体制の整備に努めます。

担当課	学校教育課				
事業の対象	教職員・児童・生徒				
事業の内容	教職員を対象とした、LGBTQ 等をテーマとする人権研修会を継続的に開催します。 また、性の多様性について日頃からの言動に配慮するよう、啓発します。 さらに、児童・生徒が安心して教育を受けられるよう、性の多様性について知る機会を設けます。				
取組指標	現状値 (令和 6 年度)	1 回	➡	目標値 (令和 11 年度)	1 回 以上



③ 困難を抱える方への相談支援体制の充実

アンケート調査の「困難に直面した際に、相談した経験の有無」についてみると、『誰にも相談したことがない』が31.6%となっており、相談までつながらなかったケースが一定数みられます。

そのため、高齢者をはじめとした、生活に困難を抱えている方の不安が軽減され、安心して生活することができるよう、相談支援の啓発や、体制の充実に図ります。

担当課	子育て健康福祉課			
事業の対象	村民			
事業の内容	困難を抱える方が適切に相談支援へつながるよう、啓発や体制の充実に図ります。			
取組指標	広報「清川通信」への相談窓口の掲載回数			
	現状値 (令和6年度)	1回	➡	目標値 (令和11年度) 1回以上



2-3 生涯を通して健康に過ごすための支援

施策の方向

男女では、生涯を通して異なる健康上の問題が生じると考えられます。

また、近年では、共働き世帯の増加、晩婚化等による初産年齢の上昇、平均寿命の伸長等のライフサイクルの変化もあり、懸念される健康リスクにも変化が生じています。

そのため、学童・思春期からの健康教育を充実させるとともに、性別にかかわらず誰もが自分たちの生活と健康に向き合えるようにするための支援が必要になっています。


こうした状況を踏まえ、本村においては、村民への啓発や講座の実施等を通して、村民の健康づくりの支援を行います。



① 健康づくりに関する講座等の充実

これまで本村においては、特定健康診査や後期高齢者健康診査をはじめとする「やまびこ健診」や、生活習慣病予防講座等を実施しています。


今後も引き続き各種取組を実施するとともに、村民の主体的な健康づくりへのアプローチに向け、各種取組の充実に向けて検討します。

担当課	子育て健康福祉課			
事業の対象	村民			
事業の内容	やまびこ健診や、生活習慣病予防講座等を実施します。			
取組指標	やまびこ健診受診率			
	現状値 (令和6年度)	34.8%		目標値 (令和11年度) 以上

② 子育て等に関する相談支援体制の充実

妊娠・出産時から子育て中の母親が抱える心身の不安の解消に向け、相談支援体制の充実を図ります。

また、産後うつ等の心身の相談に対して適切な支援ができるよう、相談員の対応力の向上を図ります。

担当課	子育て健康福祉課			
事業の対象	村民			
事業の内容	清川村こども家庭センターにて、子育てに関する相談支援を実施します。			
取組指標	産後ケア事業（出張母乳相談）の実施			
	現状値 (令和6年度)	1回		目標値 (令和11年度) 以上

③ 子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率の向上

女性特有の疾患について、正しい知識の普及に向けた啓発や、定期的な検診受診の意識付けを行うことで、子宮頸がん及び乳がん検診の受診率の向上を図ります。

担当課	子育て健康福祉課			
事業の対象	20歳以上の女性			
事業の内容	7月を健診月間として、集団がん検診を実施します。 また、個別検診を8月から2月末にかけて、契約医療機関により実施します。			
取組指標	子宮頸がん検診及び乳がん検診の受診率			
	現状値 (令和6年度)	子宮頸がん 16.3%	➡	目標値 (令和11年度)
		乳がん 12.4%		

④ 村民を対象とした喫煙・過度な飲酒・薬物等、健康をおびやかす問題への取組

健康上の問題で日常生活が制限されることがないように、喫煙・過度な飲酒・薬物等の健康をおびやかす問題について、村民へ啓発を行います。
また、健康被害の大きい受動喫煙についての対策を推進します。

担当課	子育て健康福祉課			
事業の対象	村民			
事業の内容	喫煙・薬物乱用防止に向けた、啓発を行います。			
取組指標	麻薬・覚せい剤・大麻乱用防止運動 神奈川大会（10月1日～11月30日）のポスター掲示			
	現状値 (令和6年度)	1回	➡	目標値 (令和11年度)

⑤ 児童・生徒を対象とした喫煙・過度な飲酒・薬物等、健康をおびやかす問題への取組

健康上の問題で日常生活が制限されることがないように、喫煙・過度な飲酒・薬物等の健康をおびやかす問題について、児童・生徒へ啓発を行います。

特に、思春期は心身の発達において重要な時期であり、将来の村を担う人材が健康に育まれるよう、授業等における支援を充実します。

担当課	学校教育課		
事業の対象	児童・生徒		
事業の内容	喫煙・過度な飲酒・薬物等が身体に与える影響について、授業を通して啓発します。		
取組指標	現状値 (令和6年度)		全2回
	目標値 (令和11年度)		各校で1回ずつ

⑥ 男性のための料理教室等の講座への支援

アンケート調査の「家庭で誰が家事を主に行っているか」についてみると、『女性の役割・分担が大きい状況』が多くみられ、男性も同様に家事に参加していくことが求められます。

そのため、性別にかかわらず家事に参加できるよう、男性のための料理教室等の講座の開催への支援を行います。

担当課	子育て健康福祉課		
事業の対象	20歳以上の男性		
事業の内容	料理教室等、家事全般に関する男性向け講座の開催への支援等を行います。		
取組指標	現状値 (令和6年度)		1教室
	目標値 (令和11年度)		1教室以上

基本目標3 男女共同参画の実現に向けた意識啓発や基盤整備を行います

3-1 男女共同参画社会の実現に向けた教育・啓発・情報提供の充実

施策の方向

男女共同参画社会の実現に向けて、法制度の整備や様々な取組の推進等が行われていますが、社会全体に対して、十分に男女共同参画が浸透しているとは言い切れない状況となっています。

その要因の一つとして、長年にわたり人々の中に形成されてきた、性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念があることが挙げられます。


そのような意識・偏見は、長年にわたる習慣により形成されてきた面があり、講座等の啓発の機会を活用し、新たな意識づくりをしていくことが重要です。

こうした状況を踏まえ、本村においては、講座やイベント、男女共同参画週間の周知等を通して、男女双方の意識改革・理解の促進を図ります。



① 男女共同参画に関する講座・イベント等の開催


男女共同参画社会の実現に向け、村民への啓発を目的とした講座・イベント等の開催に努めます。

担当課	生涯学習課			
事業の対象	村民			
事業の内容	男女共同参画に関する講座やイベントを実施するとともに、県や各種団体が主催する事業・セミナー等への参加を呼びかけます。			
取組指標	講座・イベント等の実施			
	現状値 (令和6年度)	1回		目標値 (令和11年度)

② 「男女共同参画週間」の周知


内閣府男女共同参画推進本部では、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」とし、男女共同参画社会の実現に向けた活動を全国的に行うこととしています。

本村においても、広報紙やホームページを活用して、男女共同参画に関する周知・啓発を行います。

担当課	生涯学習課			
事業の対象	村民			
事業の内容	広報紙やホームページを活用し、周知を行います。			
取組指標	「男女共同参画週間」の周知			
	現状値 (令和6年度)	3回		目標値 (令和11年度)


③ 男女共同参画に関する図書閲覧サービスの推進

村民の男女共同参画に対する意識づくりに向け、図書館における男女共同参画に関する蔵書の充実を図ります。

担当課	生涯学習課			
事業の対象	村民			
事業の内容	図書館において、男女共同参画に関する蔵書の充実を図ります。			
取組指標	男女共同参画に関する図書の購入			
	現状値 (令和6年度)	6冊		目標値 (令和11年度) 5冊以上

④ 効果的な啓発・情報提供の検討

村が実施する男女共同参画に関する啓発事業について、生涯学習課において内容を確認し、必要に応じて助言を行うことで、男女共同参画社会の実現を目指すうえでの、村民一人ひとりの当事者意識の醸成を図ります。

担当課	生涯学習課			
事業の対象	啓発事業を行う各課			
事業の内容	男女共同参画に関する啓発のチラシ・掲示物等について、生涯学習課で内容を確認します。			
取組指標	男女共同参画に関する啓発のチラシ・掲示物等への確認・助言の実施			
	現状値 (令和6年度)	0回		目標値 (令和11年度) 随時実施



1. SDGsと本計画の関係について

平成 27 (2015) 年 9 月、国連サミットにおいて、全会一致で採択された「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて、17 の国際目標が示されています。

この中の男女共同参画に関する分野として、「5 ジェンダー平等を実現しよう」を中心に、各項目を踏まえながら取組を推進します。



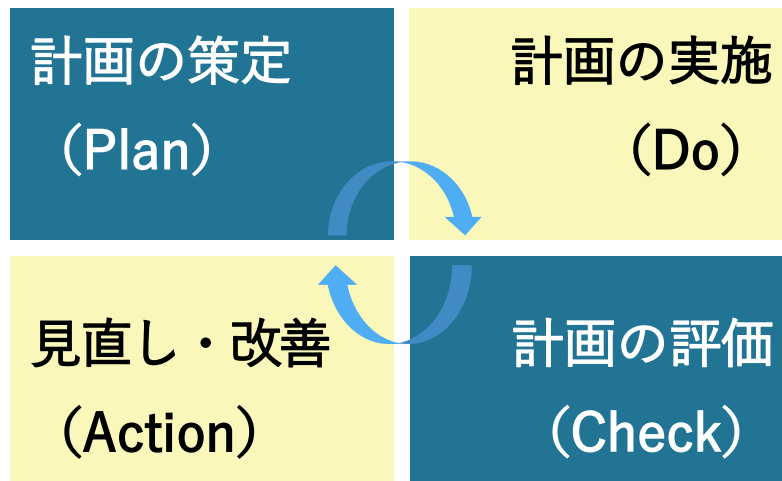
2. 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現のためには、関係各課や村民、事業所等の地域のあらゆる主体が当事者意識を持って、取組を推進することが重要です。

計画の推進にあたっては、男女共同参画の担当課である生涯学習課を中心に、庁内の各課及び地域で活動する個人・団体との連携を持って、取り組めます。

計画の進行管理にあたっては、各種取組指標によって適時点検を行いながら、計画的な事業の実施を図ります。

また、計画の策定 (Plan) から、計画の実施 (Do)、計画の評価 (Check)、見直し・改善 (Action) を繰り返す PDCA サイクルにより、実効性のある施策展開を図ります。



3. 計画の策定経過

令和7年3月5日～3月28日	策定に向けたアンケート調査実施
令和7年10月23日	令和7年度清川村社会教育委員会議（第1回） （1）第2次清川村男女共同参画基本計画について （2）令和7年度社会教育事業計画について （3）令和7年度社会教育委員事業について 関東甲信越静社会教育大会 （4）令和7年度社会教育関係団体等への補助金及び 交付金の交付について （5）その他
令和8年1月22日	令和7年度清川村社会教育委員会議（第2回） （1）第2次清川村男女共同参画基本計画について （2）その他
令和8年2月19日	令和7年度清川村社会教育委員会議（第3回） （1）第2次清川村男女共同参画基本計画について （2）第2次清川村男女共同参画基本計画概要版について （3）その他
令和8年2月27日～3月8日	パブリックコメントの実施
令和8年3月12日	令和7年度清川村社会教育委員会議（第4回） （1）第2次清川村男女共同参画基本計画について・ パブリックコメントの結果について （2）第2次清川村男女共同参画基本計画概要版について （3）その他



4. 清川村社会教育委員条例

昭和 32 年 11 月 1 日条例第 19 号

清川村社会教育委員条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条の規定に基づき社会教育委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び定数)

第 2 条 本村に社会教育委員（以下「委員」という。）を置き、その定数は 10 人とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 委員に欠員を生じたときは、補欠の委員を委嘱し、その任期は前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるものの外、必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 61 年 4 月 1 日条例第 7 号）

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

5. 社会教育委員会会議運営規則

昭和 63 年 4 月 27 日教育委員会規則第 3 号

清川村社会教育委員会会議運営規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、清川村社会教育委員条例（昭和 32 年条例第 19 号）第 4 条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）の会議運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第 2 条 委員の会議（以下「会議」という。）には、委員の互選による議長、副議長各 1 人を置く。

(議長及び副議長の任期)

第 3 条 議長及び副議長の任期は、2 年とする。

(議長及び副議長の職務)

第 4 条 議長は、会議を招集し、これを主宰する。

2 副議長は、議長を助け、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第 5 条 会議は、必要がある場合に招集するものとする。

2 前項の規定による招集は、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件をあらかじめ通知して行う。

(会議の定足数及び議決)

第 6 条 会議は、在席委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他必要な事項)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が会議にはかって決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

6. 社会教育委員名簿

役職	氏名
議長	川瀬 十三男
副議長	梶原 志津子
委員	細野 百合子
委員	下村 恭代
委員	吉川 美幸
委員	木村 真愛紗
委員	則包 大輔

第2次清川村男女共同参画基本計画
令和8年度～令和12年度

発行年：令和8年3月

発行：清川村

編集：教育委員会事務局 生涯学習課

TEL：046-288-3733（直通）

URL：<http://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/>